

滋賀県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成27年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

不登校等児童生徒やいじめをはじめとする問題行動等の対応にあたっては、学校におけるカウンセリング機能の充実を図ることがきわめて重要になっている。

このため、児童生徒の臨床心理に関して専門的な知識や経験を有するスクールカウンセラー（以下「SC」）を公立小学校・中学校、県立中学校・高等学校等に配置し、教員の資質向上と児童生徒の諸課題の解決に資する。

（2）配置・採用計画上の工夫

原則として、全ての公立中学校および県立中学校・高等学校に配置する。小学校には、中学校に配置されたSCを派遣する。

その他、緊急事案の対応等では、スクールカウンセラースーパーバイザーを中心に当該校に緊急派遣する。採用については、滋賀県の関係団体と協力して実施している。

（3）配置人数・資格・勤務形態

ア. 配置校数（全ての公立小・中学校・県立高等学校に配置）

小学校	: 223校
中学校	: 99校
中等教育学校	: 0校
高等学校	: 49校 ※県立の中高一貫校を含む
特別支援学校	: 0校
教育委員会等	: 0箇所

イ. 資格

（1）SCについて

①臨床心理士	75人
②精神科医	0人
③大学教授等	0人

（2）SCに準ずる者について

- ①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 3人
- ②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 4人
- ③医師で心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について1年以上の経験を有する者 0人

ウ. 勤務形態

単独校	46 高等学校	重点校9校（月4回・1回3時間程度） 一般校37校（月3回・1回3時間程度）
※中高一貫校3校は中学校と高等学校あわせて時間を配分し、中学校で計上している。		
単独校	15 小学校	小学校重点配置校（月1回 4時間程度）
拠点校	99 中学校	中学校モデル校4校（週5日・1回4～5時間程度） 小中連携校8校（月9～12回・1回3時間程度） 一般校（月2回・1回2時間程度 ～ 月5回・1回4時間程度）
対象校	208 小学校	対象校：中学校から域内の小学校へ派遣（年6時間以上）

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

全スクールカウンセラー（SC）、各校スクールカウンセラー担当教員（コーディネーター）

(2) 研修回数（頻度）

SCは年2回、SC担当教員は年1回

(3) 研修内容

SC研修会

1回目（SC担当教員の研修会を兼ねる）

①「スクールカウンセラーの有効な活用を促進するために」（講義）

○SCの役割 ○SCと生徒指導・教育相談 ○社会的資源を生かす ○心理教育（心理授業）の有効性
○コーディネーターとの連携 ○学校コミュニティとの関わり方 ○異なる専門家との協議 等

②「スクールカウンセラーと協働した、児童生徒への効果的な支援について」（グループ協議）

2回目 「今、スクールカウンセラーに求められるもの」（講義）

○SCに求められる資質 ○コーディネーターの役割・連携 ○学校内・外との連携 ○守秘義務
○コンサルテーションのコツ（重要性） ○教師に何を伝えるか 等

(4) 特に効果のあった研修内容

SCの活動内容等について研修会を行い、SCの役割や教員とのコンサルテーションの重要性を再認識するとともに、実践に活かすことができた。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置

設置している。

○活用方法

県内の4地域に2人ずつSVを割当て、各担当地域で発生した問題行動等を中心に緊急対応を行う。その他に担当する新規採用のSC等への助言・援助や県教委への事業に対する助言・提言などを行ったり、研修会の講師を務めたりしている。

(6) 課題

SCやSC担当教員の研修のさらなる充実について必要性を感じているが、予算や多忙化の問題もあり、研修会の拡充（研修内容や回数）が難しいところがある。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】不登校のための活用事例 (①)

集団の中での適応が難しくなり、前年度の秋より不登校傾向が見られ、3学期には別室登校を始めた。以後教室にはなかなか復帰できず、不安感も高く、泣き出したり、眠れなかったり、不安定な状況が続いた。毎週スクールカウンセラーと面談をし、保護者の相談も継続して行った。また、学校で配慮する点や対応について、担任と教育相談担当者とのコンサルテーションを行った。カウンセリングを継続していく中で、精神的に安定が図られ、音楽会、運動会、修学旅行も教員の支援を受けながら参加できるようになった。また、進路の実現に向けて前向きに取り組めるようになった。

【事例2】小中連携のための活用事例 (⑭)

小学校時から不登校傾向であった児童に対して、中学進学後も、小学校の時と同じSCが継続してカウンセリングを行っているケースである。SCが小中連絡会に参加し、当該児童、保護者についての対応等を中学校の教員に対して助言を行った。当該児童は、小学校6年の3学期にほとんど欠席しなくなったが、中学入学後の不安を抱えていた。そのため、SCが中学校の様子等を伝え、面談を繰り返す中で不安感を徐々に取り除いていった。同じSCが中学校入学後も担当することによって精神的に安定した状態が継続し、中学校でも登校できた。

【事例3】心理授業のための活用事例 (⑯)

学年ごとに、「ストレスと上手につきあおう!」「さわやかに自分の気持ちや考えを伝えよう!」「自分のよさを大切にしよう(リフレーミング・褒め川柳)」のテーマで実施した。授業を通してSCが全校生徒と直接関わる機会を持つことができた。また、授業後のアンケートをもとにしたSCによる考察を学年の教員に還元し、生徒理解に生かした。SCが全校生徒に直接かかわることで、その存在を身近に感じる生徒が増え、SCがより多く関わることで生徒本人の情緒が安定するケースもあった。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

- ・SCを重点的に配置した学校では、不登校児童生徒の在籍率が減少しており、不登校対策に成果を上げている。
 - 中学校モデル校(常駐校:平成24年度から4校実施)の在籍率(4校平均)が、平成24年度では県の在籍率より0.27ポイント高い2.94%であったが、平成27年度では、県の在籍率より0.41ポイント低い2.18%となった。
 - 小中連携校(平成25年度4校、平成26年度から8校実施)の在籍率(8校平均)が、平成25年度は3.51%であったが、平成27年度では2.89%と0.62ポイント減少している。
 - 小学校重点配置校(平成27年度から実施)の在籍率(15校平均)は、県の小学校の在籍率が平成26年度から平成27年度にかけて増加しているが、平成26年度0.64%から平成27年度0.53%と0.11ポイント減少している。

(2) 今後の課題

SC等活用事業を推進していく中で、不登校だけでなく、いじめや虐待、発達に課題を抱える子どもへの対応等に対して、SCの支援・助言が必要とされるケースは大変多く、児童生徒や保護者、教員のニーズに応えるために配置時間数を増加するなど予算の確保が課題である。

また、限られた予算の中でより効果を上げる為に、SCによる校内研修会やケース会議等を通じて教員の力量を高め、教員自身が児童生徒や保護者への支援を的確に行えるようにしていくことと、より早い段階(小学校低学年)でのSCの活用を考えていく必要がある。

京都府教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成27年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

小・中学校に臨床心理に関して高度な専門的な知識及び経験を有する者等をスクールカウンセラーとして配置し、学校における教育相談機能の充実を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

市内の各拠点校から対象校への派遣を行い、中学校・高等学校にSCの計画的配置（派遣）が行われるように市町(組合)教育委員会で調整する。

専門性の確保と維持のため、スーパーバイザー制度を導入し、SCの後方支援に当たる。

（3）配置人数・資格・主な勤務形態（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

【配置人数】小学校（27校）、中学校（97校）、高等学校（46校）、特別支援学校（1校）

【資格】（1）スクールカウンセラーについて：①臨床心理士113人 ②精神科医0人 ③大学教授等4人
（2）スクールカウンセラーに準ずる者について：なし

【勤務形態】単独校 7小学校（週1日・1回8時間）

13中学校（週1日・1回8時間）、

45高等学校（週2日・1回4時間）

拠点校 84中学校 対象校 0中学校（週1日・1回8時間）

拠点校 20小学校 対象校 189小学校（週1日・1回8時間）

拠点校 2高校 対象校 0高校（週2日・1回4時間）

拠点校 1特支学校 対象校 4特支学校（週2日・1回4時間）

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

スクールカウンセラー、校内担当者（教育相談担当やコーディネーター等）

（2）研修回数（頻度）

スクールカウンセラー連絡協議会(京都府教育委員会主催 年1回)

スクールカウンセラー連携会議や研修（各教育局、市町(組合)教育委員会主催 回数は主催者による）

（3）研修内容

効果的な活動が展開されるように、交流協議や事例研修、大学教授による研修を実施し、スクールカウンセラーの資質能力の向上と効果的な連携の方法を学ぶ。

（4）特に効果のあった研修内容

・大学教授の専門的な知見からの効果的な連携のあり方の講演

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置・・・5名

○活用方法・・・業務について行き詰ったり、精神的に負担を感じたときに、スクールカウンセラーの要望に応じて、スーパーバイズを実施する。

（6）課題

面談だけではなく、コンサルテーションやコーディネートも担ってもらう必要が高まっている。

問題行動や不登校、いじめの問題等、児童生徒の状況は厳しく、その背景も複雑化しており、またSCにおいても世代交代が見られるので、資質能力の向上が急務で、研修の充実が不可欠

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】再登校支援・進路実現のための活用事例（⑩学業・進路）

- 当該生徒は1学期からほぼ全欠状態（2年時は年間欠席12日）
 - 年度当初に家のお金を持ち出して家出をした。
 - 母親は進路を控えていることもあり、担任を通して専門的な相談機関の紹介依頼があった。
 - 現状分析のためSCのカウンセリングを受けることを勧めた。
 - SCは母親や両親とカウンセリングを実施。次第に家庭内の問題も口にする等信頼関係を築く。
 - SCが複数の相談機関を紹介したことで両親の心が和らいだ模様。
 - 1学期半ばから教育支援センター（適応指導教室）に通わせるようになった。
 - 当該生徒も教育支援センター（適応指導教室）が気に入って通学を続け、中学校へも夜間登校ができるようになった。
 - 2学期には進路面談も持つことができ、夜間登校で面接練習も受け、希望する高校に合格できた。
- 生徒が教育支援センター（適応指導教室）に通い始めてからは、母親がSCに相談を持ちかけることはなくなったが、1学期の大切な時期にSCに話を聞いてもらったことが転機になったと両親が聞いた。

【事例2】児童虐待のある生徒への支援のための活用事例（④児童虐待⑭小中連携）

本児（以下A）は幼少より、親の離婚／再婚、2度の引っ越しを経験するなど、不安定な環境で育った。これまでAは家の金銭を持ち出したり嘘をついたりすることがあり、義父や母から度々暴力を受けることがあった。小4時に現在の校区へと越してきたが、小学校ではクラスメイトや担任との間で急に怒りを爆発させたり、かんしゃくを起こすように泣き出したりする姿が度々見られ、小5の3学期よりSCとのカウンセリングが開始される。中学校入学とともにいったんカウンセリングは中止となったが、引継は行った。

中学入学後、学校では落ち着いた姿が見られていたが、今年度（中2）5月、クラスメイトとのトラブルから気持ちが不安定になり、小学校時代から関わりのあった現SCとのカウンセリングが再開となる。Aは普段学校では元気そうにクラスメイトとはしゃぐ姿が見られていたが、気の合わない相手とのトラブルは一定周期で見られ、また学習に対しても意欲は低く嫌なことからはすぐ回避する傾向にあった。カウンセリングでは好きなゲームやアニメの話題の合い間に、義父からの暴力は収まっているものの強い恐怖を感じていることや、母親が精神的に不安定であり、酒を飲んで仕事上での不満やトラブルについて一方的にAに聞かせることなど、家でのしんどさや不満について語ることがあり、SCとしてAが少しでも安心して気持ちを吐き出せる場を確保するとともに、Aの心理的なサポートを継続した。また教師の間ではこれまで見えにくかったAの抱えているしんどさについて、その質と重さが共有されるようになった。

現在も不安定な家庭状況は続いているが、常にカウンセリング場面での情報やアセスメントを教師と共有していくことで、Aが置かれている立場や心情を理解しつつ対応をとることが可能となっている。学校場面ではAにとって「はじめて信じられる」良好な友人関係を持つことができ、部活や学習に対しても以前に比べて意欲的に取り組む姿が見られるようになってきている。

【事例3】ストレスマネジメントのための活用事例（⑫）

心の学習の一環として、またストレスマネジメント学習として「怒りとうまく付き合うために」（京都教育大学仲村道彦氏）のプログラムを活用し、怒りを感じるとどんな反応をするのか、心はどんな風になるのかをセルフチェックし、紙芝居風に日常的な怒りを感じる場面を見せながら担任と副担任教師がトラブルの場面を演じた。生徒から怒りの場面でどんな発言をするかを聞き出し、それを教師が演じ、言った気持ち、言われた気持ちをフィードバックして切れないで気持ちを伝える方法を学んだ。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

- 面談だけでなく、教員に対するコンサルテーションが積極的に行われるようになった。
- すべての学校で、夏季研修でスクールカウンセラーを活用した研修計画を設定している。
- 学校においても、家庭においても、スクールカウンセラーの認知度が高まり、カウンセリングの希望が増えてきている。特に不登校の保護者の思いを聞く事で、学校への信頼度がアップし、不登校から別室登校のような進展が見られる。

(2) 今後の課題

スクールカウンセラーによる教員に対する研修によって教育相談的視点、スクールカウンセラー的視点を学ぶ研究の機会は増えてきているが、1回ものとなっているので、パッケージとして設定していき、深みのある研修を全府的に広めていくことがこれからの大きな課題である。

京都府教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成27年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

小・中学校に臨床心理に関して高度な専門的な知識及び経験を有する者等をスクールカウンセラーとして配置し、学校における教育相談機能の充実を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

市内の各拠点校から対象校への派遣を行い、中学校・高等学校にSCの計画的配置（派遣）が行われるように市町(組合)教育委員会で調整する。

専門性の確保と維持のため、スーパーバイザー制度を導入し、SCの後方支援に当たる。

（3）配置人数・資格・主な勤務形態（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

【配置人数】小学校（27校）、中学校（97校）、高等学校（46校）、特別支援学校（1校）

【資格】（1）スクールカウンセラーについて：①臨床心理士113人 ②精神科医0人 ③大学教授等4人
（2）スクールカウンセラーに準ずる者について：なし

【勤務形態】単独校 7小学校（週1日・1回8時間）

13中学校（週1日・1回8時間）、

45高等学校（週2日・1回4時間）

拠点校 84中学校 対象校 0中学校（週1日・1回8時間）

拠点校 20小学校 対象校 189小学校（週1日・1回8時間）

拠点校 2高校 対象校 0高校（週2日・1回4時間）

拠点校 1特支学校 対象校 4特支学校（週2日・1回4時間）

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

スクールカウンセラー、校内担当者（教育相談担当やコーディネーター等）

（2）研修回数（頻度）

スクールカウンセラー連絡協議会(京都府教育委員会主催 年1回)

スクールカウンセラー連携会議や研修（各教育局、市町(組合)教育委員会主催 回数は主催者による）

（3）研修内容

効果的な活動が展開されるように、交流協議や事例研修、大学教授による研修を実施し、スクールカウンセラーの資質能力の向上と効果的な連携の方法を学ぶ。

（4）特に効果のあった研修内容

・大学教授の専門的な知見からの効果的な連携のあり方の講演

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置・・・5名

○活用方法・・・業務について行き詰ったり、精神的に負担を感じたときに、スクールカウンセラーの要望に応じて、スーパーバイズを実施する。

（6）課題

面談だけではなく、コンサルテーションやコーディネートも担ってもらう必要が高まっている。

問題行動や不登校、いじめの問題等、児童生徒の状況は厳しく、その背景も複雑化しており、またSCにおいても世代交代が見られるので、資質能力の向上が急務で、研修の充実が不可欠

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】再登校支援・進路実現のための活用事例（⑩学業・進路）

- 当該生徒は1学期からほぼ全欠状態（2年時は年間欠席12日）
 - 年度当初に家のお金を持ち出して家出をした。
 - 母親は進路を控えていることもあり、担任を通して専門的な相談機関の紹介依頼があった。
 - 現状分析のためSCのカウンセリングを受けることを勧めた。
 - SCは母親や両親とカウンセリングを実施。次第に家庭内の問題も口にする等信頼関係を築く。
 - SCが複数の相談機関を紹介したことで両親の心が和らいだ模様。
 - 1学期半ばから教育支援センター（適応指導教室）に通わせるようになった。
 - 当該生徒も教育支援センター（適応指導教室）が気に入って通学を続け、中学校へも夜間登校ができるようになった。
 - 2学期には進路面談も持つことができ、夜間登校で面接練習も受け、希望する高校に合格できた。
- 生徒が教育支援センター（適応指導教室）に通い始めてからは、母親がSCに相談を持ちかけることはなくなったが、1学期の大切な時期にSCに話を聞いてもらったことが転機になったと両親が聞いた。

【事例2】児童虐待のある生徒への支援のための活用事例（④児童虐待⑭小中連携）

本児（以下A）は幼少より、親の離婚／再婚、2度の引っ越しを経験するなど、不安定な環境で育った。これまでAは家の金銭を持ち出したり嘘をついたりすることがあり、義父や母から度々暴力を受けることがあった。小4時に現在の校区へと越してきたが、小学校ではクラスメイトや担任との間で急に怒りを爆発させたり、かんしゃくを起こすように泣き出したりする姿が度々見られ、小5の3学期よりSCとのカウンセリングが開始される。中学校入学とともにいったんカウンセリングは中止となったが、引継は行った。

中学入学後、学校では落ち着いた姿が見られていたが、今年度（中2）5月、クラスメイトとのトラブルから気持ちが不安定になり、小学校時代から関わりのあった現SCとのカウンセリングが再開となる。Aは普段学校では元気そうにクラスメイトとはしゃぐ姿が見られていたが、気の合わない相手とのトラブルは一定周期で見られ、また学習に対しても意欲は低く嫌なことからはすぐ回避する傾向にあった。カウンセリングでは好きなゲームやアニメの話題の合い間に、義父からの暴力は収まっているものの強い恐怖を感じていることや、母親が精神的に不安定であり、酒を飲んで仕事上での不満やトラブルについて一方的にAに聞かせることなど、家でのしんどさや不満について語ることがあり、SCとしてAが少しでも安心して気持ちを吐き出せる場を確保するとともに、Aの心理的なサポートを継続した。また教師の間ではこれまで見えにくかったAの抱えているしんどさについて、その質と重さが共有されるようになった。

現在も不安定な家庭状況は続いているが、常にカウンセリング場面での情報やアセスメントを教師と共有していくことで、Aが置かれている立場や心情を理解しつつ対応をとることが可能となっている。学校場面ではAにとって「はじめて信じられる」良好な友人関係を持つことができ、部活や学習に対しても以前に比べて意欲的に取り組む姿が見られるようになってきている。

【事例3】ストレスマネジメントのための活用事例（⑫）

心の学習の一環として、またストレスマネジメント学習として「怒りとうまく付き合うために」（京都教育大学仲村道彦氏）のプログラムを活用し、怒りを感じるとどんな反応をするのか、心はどんな風になるのかをセルフチェックし、紙芝居風に日常的な怒りを感じる場面を見せながら担任と副担任教師がトラブルの場面を演じた。生徒から怒りの場面でどんな発言をするかを聞き出し、それを教師が演じ、言った気持ち、言われた気持ちをフィードバックして切れないで気持ちを伝える方法を学んだ。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

- 面談だけでなく、教員に対するコンサルテーションが積極的に行われるようになった。
- すべての学校で、夏季研修でスクールカウンセラーを活用した研修計画を設定している。
- 学校においても、家庭においても、スクールカウンセラーの認知度が高まり、カウンセリングの希望が増えてきている。特に不登校の保護者の思いを聞く事で、学校への信頼度がアップし、不登校から別室登校のような進展が見られる。

(2) 今後の課題

スクールカウンセラーによる教員に対する研修によって教育相談的視点、スクールカウンセラー的視点を学ぶ研究の機会は増えてきているが、1回ものとなっているので、パッケージとして設定していき、深みのある研修を全府的に広めていくことがこれからの大きな課題である。

大阪府教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成27年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

①学校の教育相談体制の充実を図るため、以下の業務を行う。

- ・児童・生徒へのカウンセリング
- ・カウンセリング等に関する教職員及び保護者に対する助言・援助
- ・児童・生徒のカウンセリング等に関する情報収集及び提供
- ・その他、学校が必要と思われること

②緊急事案発生時に、スーパーバイザーを派遣し、教育委員会と連携し、学校支援にあたる。

（2）配置・採用計画上の工夫

①同一校で最長5年の勤務を可能としている。

②配置市教育委員会の活用方針のもと、市の人材や連携可能な機関等の把握とスクールカウンセラー（以下、SC）のネットワークづくりのためにチーフSCを配置。

③SCと配置校の校長に活動状況アンケートを実施し、学校の適切な活用とSCの活動について把握。チーフSC及びSCスーパーバイザーと次年度の方針を相談の上、市町村教育委員会が配置希望調書を作成し、府教育委員会で次年度配置を決定。

（3）配置人数・資格・主な勤務形態

臨床心理士254人を府内全中学校288校（義務教育学校1校を含む）に配置。校区小学校への派遣も可能。年間35回、週1回、1回6時間勤務

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

「スクールカウンセラーハンドブック」（以下、ハンドブック）を作成し、大阪府が求めるSCについて身分、業務、心構え、活動上留意すべき点や、ケース会議や緊急支援での役割、相談機関との連携について明記。配置SCに配布。年度初めの連絡協議会において、ハンドブックの内容を確認するとともに、その年度に重点的に取り組むべきことを説明。

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

各SC、市町村教育委員会担当指導主事

(2) 研修回数（頻度）

年2回

(3) 研修内容

- ・府教育委員会からSCの活動に係る今年度の重点についての説明
- ・SCの資質向上に係る講義、及び事例報告についての情報交換
- ・市町村教育委員会によるSC活用方針の交流

(4) 特に効果のあった研修内容

- ・SCスーパーバイザーによる「スクールカウンセラーと緊急支援チームの連携のあり方」についての講義
- ・チーフSCによる「スクールカウンセラーのネットワークづくり」の事例報告

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SCSVの設置

府内を5つのブロックに分け、各ブロックにスーパーバイザーを配置。

○活用方法

- ①新規採用SCへの指導助言
- ②各ブロックでの市町村教育委員会及びSCへの助言
- ③緊急事案発生時に教育委員会と連携した学校への直接支援

(6) 課題

- ・現在本府が取り組んでいる、チームによる支援体制においてSCの専門性を活かした効果的な活用の推進に向けた研修会の充実。
- ・SCの業務について認識が十分でない市町村教育委員会や学校もあり、府教育委員会でSCに研修を実施しても効果的な活用に結び付かない場合があること。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】不登校のための活用事例 (①)

中1女子。7月より「人見知りが激しい。中学はたくさん人が居てどうしたらいいかわからないのでずっと気を張っている」と人間関係の悩みで来室。友人関係や恋愛相談、母親との関係について語る。その後も時々学校を欠席。夏休みに「はっきりした原因はないが小さなイライラがたまり悲観的になった」ことから始業式から欠席。

担任のカウンセリング提案に対し、「教室には行けないがカウンセリングは受けない」と母親と来室。「学習の遅れを気にする母親からそのことを詰めて話される」と本人がSCに打ち明けた。SCから母親に「学習の話はしんどい、本人が一番勉強のことは気になっている。気持ちの整理が着いたら自ら動き出すのでしばらく待つように。勉強については本人と様子を見つつ、担任が話をしてくれる」と丁寧に伝えた。SCは校長、担任、不登校支援担当者（SC担当者）と情報共有を行い、あわせて本人の様子も配慮しながら、担任から本人や母親に徐々に学校に関することも伝えるようにアドバイス。

11月より支援人材（学生）やクラスの仲の良かった男子による家庭訪問など、生徒間の繋がりも意識した関わりも始めた。その上で、母が本人から離れられる時間も増やした。学年末テストを別室で受験し、担任や不登校支援担当教諭のかかわりで本人が緊張せずに過ごせるよう配慮した結果、3月から別室登校できるようになった。

【事例2】小中連携のための活用事例 (④)

小6女子。小2より登校しぶりや教室に入れないということが続いており、本人は月2回、母は、月1回の頻度でカウンセリングを行った。また、小学校の生徒指導担当、養護教諭、弟妹の保育士も交えて情報共有を実施。母の不安が大きく、また、本人を大人扱いしすぎるなど母子関係の難しさが児童の不安につながっていたことがわかった。そのため母を精神的に支えるサポート体制を構築。小6の2学期には、カウンセリングも必要ない状態になる。しかし、冬休み明けから欠席が続いた。母が来校しSCが相談を受ける中で、本人よりも母親の方が「卒業したらよくサポートしてくれた小学校の先生方と離れることへの不安」「初めての中学校生活への不安や心細さ」が強くなっていたとアセスメントし、本人及び母親へのカウンセリングを再開。その後、卒業式まで登校することができた。

もともと人間関係構築に課題のある母であったことから、中学校進学に際しては小中間での綿密な連携によるサポート体制が必要との判断から、3学期のうちに母や本人の了承を得て、中学校の生徒指導主事や養護教諭、後任のSCと情報共有を図った。

【事例3】教育プログラムとしての活用事例 (⑩)

大阪府教育委員会が平成25年8月に発行した「スクールカウンセラーと教員がともに取り組む問題解決力育成のためのブックレット」（以下ブックレット）の中にある「ネコの気持ち」のワークを活用した事例。

個別のカウンセリングでの活用も有効であるが、SCが担任と協働して、クラス集団で行うことで、生徒たちが少しずつ自分の気持ちを表現することができるようになり、言語化されずにもやもやしていたものが、言語化されることによって自分の気持ちを整理することにつながった。

また、担任も個々の生徒の思いが言語化されるので、クラス運営などのアセスメントとしても有効であったと感じている。

本事例は、担任とともにブックレットを活用したクラス集団への取組みとして、H28年の第1回大阪府スクールカウンセラー連絡協議会で報告し、SC間で共有した。

※ブックレットは、いじめや暴力行為等の未然防止と解消に向け、臨床心理学の観点から児童生徒の内面を引き出すために必要な「表現」「気づき」「行動」の3つの要素でワークを構成したもの。個別面談や学級指導での活用により、子どもの根底にある思いを引き出したり、気持ちを落ち着かせたりすることにも効果がある。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

- ・府内の全中学校にSCを配置することができ、府内で統一した教育相談体制を整えることができた。
(府内 288 校)
- ・まとめ役となるチーフSCを配置し、配置市町村教育委員会の活用方針のもと、市内のSCを集め交流会や研修を実施することにより、教育相談活動に有効な市の人材等の資源や連携可能な機関等の把握とSCのネットワークづくりを行うことができた。
- ・スクールカウンセラー連絡協議会（2回）を実施し、大阪府における生徒指導上の課題や、求めるSC像などの説明しその理解を進めるとともに、カウンセラー間の意見交流を実施し、SCの資質向上に取り組むことができた。
- ・いじめ、不登校についてSCが関与した場合のほうが、いじめの解消や不登校支援への効果があることを確認できている。
- ・SCの個別相談件数は年々減少傾向であったが、27年度は、若干増加した。特に、小学校における個別相談件数が増えている。これは、SCの存在を小学校も認識し、小学校でのSCの活用が広がったからととらえている。

【平成 26 年度・平成 27 年度 児童生徒の問題行動等へのSCの関与について】

	解消率 (H26)	解消率 (H27)	登校復帰率 (H26)	登校復帰率 (H27)	好ましい変化が 見られた割合 (H26)	好ましい変化が 見られた割合 (H27)
SC 関与なし	85%	94%	29%	25%	21%	23%
SC 関与あり	92%	96%	32%	29%	39%	31%

【SCへの相談件数（延べ人数）小学校・中学校・その他を含む】

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
相談件数（人）	91,812	88,525	85,487	85,961
研修・事例検討（人）	117,104	112,360	118,137	114,249

【SCへの相談件数（延べ人数）の平成 26 年度・平成 27 年度 小中別内訳】

	H26中学校	H26小学校	H27中学校	H27小学校
相談件数（人）	69883	13731	69331	15190

(2) 今後の課題

- ・SCが児童生徒の問題行動等について関与することは効果的であるが、不登校の約56%、いじめの約41%、暴力行為の約24%での関与しかない（大阪府公立学校スクールカウンセラー活動状況報告書」より）ので、SCへの相談につなぐ事ができる教育相談体制の構築をより一層進める必要があること。
- ・SCが中学校を拠点に小学校への活動を可能としているため、小学校での個別相談としての件数は増加しているが、週1回の配置では、校内でのケース会議や研修など、学校へのコンサルテーションに十分に対応しきれない場合があること。
- ・様々な課題に対応していくために、スクールソーシャルワーカーなど他の専門家等との連携を推進すること。

兵庫県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成27年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

公立中学校等に配置し、子どもたちの心の相談に当たるとともに、教職員のカウンセリングマインドを高めることにより、問題行動等の未然防止や早期発見・早期解決を図るなど、学校における教育相談体制の充実に資する。

（2）配置計画上の工夫

拠点校方式において、全公立中学校と小学校（113校）を拠点に、連携する小学校への相談に対応している。

（3）配置人数・資格・勤務形態（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

【配置人数】

小学校	: 113校
中学校	: 261校（県内全中学校）
中等教育学校	: 1校

【スクールカウンセラーの資格】

- ① 臨床心理士 238人（※①③の資格を重複して所持している8人は、①の資格者として記載）
- ② 精神科医 0人
- ③ 大学教授等 0人

※スクールカウンセラーに準ずる者についての採用はない。

【勤務形態】

拠点校 261中学校	(週1日・1回6時間)
1中等教育学校	(週1日・1回6時間)
113小学校	(週1日・1回6時間)
対象校 488小学校	

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

兵庫県教育委員会が配置しているスクールカウンセラー

（2）研修回数（頻度）

2回（年間）

（3）研修内容

- ・スクールカウンセラーにおける支援の在り方
- ・スクールカウンセラーと教職員の連携の在り方

- ・発達障害について
- ・いじめへの対応について

(4) 特に効果のあった研修内容

グループ協議にて、スーパーバイザー及び中堅スクールカウンセラーがコーディネーターとなり、各スクールカウンセラーが自身の活動を振り返ったり、ケースに対するシミュレーションを行ったりして効果的であった。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○スーパーバイザーの設置

県内6か所ある教育事務所のうち3か所にスーパーバイザーを1名ずつ配置し、県内全域に対応している。

○活用方法

- ① 重大事件等が発生した場合、学校の状況等を考慮し市町組合教育委員会の要請によってスーパーバイザーの派遣を行い、スクールカウンセラーへの助言や教職員の研修会、保護者説明会等の支援を行う。
- ② 県内のスクールカウンセラーに対する助言等を行う。(新任スクールカウンセラーへのスーパービジョンを含む)

(6) 課題

- ・スクールカウンセラーが、教職員と連携がうまくとれていない場合がある。
- ・スーパーバイザーの派遣要請に対して、予算の関係で十分な対応ができないことがある。
- ・スクールカウンセラーと教職員との連携のため学校長のリーダーシップが欠かせない。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】摂食障害の中学生への活用事例(⑨心身の健康・保健)

1 事例概要

当該生徒は、小学校6年時に、身体疾患で入院したのを契機に、体重が増加し、周りからも「太ったね」といわれるのが嫌で、ダイエットを始めた。体重が減少していくことが数値として把握できることや、「スリムになったね」といわれることが心地よくなり、体重は減少の一途をたどり、そのことで中学校入学後は入退院を繰り返した。

2 学校・スクールカウンセラー(以下SCという。)の対応

摂食障害のチーム医療をしている病院のカウンセラーとの情報共有を図りながら、学校でも、チーム対応をしていく方針がとられた。

- (1) チーム対応として、①メンバーは、管理職、養護教諭、学年主任、担任、不登校担当教諭、SC。②SCの相談日に、カンファレンスを開き、情報共有しながら、生徒並びに保護者への支援。
- (2) SCの活動については、①生徒のカウンセリングは毎週1回50分。②保護者のカウンセリングは月1回50分。③担任へのコンサルテーションの実施。

3 留意内容

(1) 当該生徒

一日学校で過ごすだけの体力が回復していないので、半日登校をしながら、学校生活のリズムを作っていた。不登校生の別室を活用すること、保健室で休養を取ること、定期テストの別室実施すること等、学校とのつながりを保つことを大事にした。自身の状況についての誤解、家族関係における齟齬、気分の波に左右される言動、学校ではいい子を演じようとしてストレスを高じてしまうことなど生徒自身の課題には認知療法的な対応を実施した。

(2) 保護者

子育ての大変さをねぎらいながら、思春期を乗り越えるにあたって、子どもが、母親との間で育ち直しをしていること、母親への甘えをアグレッシブな形で表す一方で、いい子でないと母親から見捨てられるのではないかと不安も強く自傷行為に至ることもあることなどを説明して、その都度、対応をアドバイスした。

(3) 学校・担任

教職員の病気への理解、学級の受け入れ態勢づくりにおいて連携した。当該生徒の言動が、甘えやわがままから生じているのではないことを伝え、学校で許容できる範囲での配慮をお願いして、学年や学校全体で共通理解した。

【事例2】保護者と教員の連携のための活用事例（⑭小中連携）

1 連携小学校

拠点校（中学校）SCに連携小学校の教員から1学期末に保護者対応等の相談があった。当該児童は小学校5年生であった。当該児童は、元々解離性障害と発達障害及び起立性調節障害の重複障害があった。その保護者（母親）は、「あんな担任の元には子どもを行かせられない」と不登校になっているとのことであった。

(1) 担任との面談

担任との面談により、「母親は当該児童に対して過敏・過干渉であり、校外学習に参加できるかどうか過度に心配していた。校外学習を終え、担任から楽しんでいた当該児童の様子を母親に報告し、「心配しないで」と母親を励ました。その日、当該児童が発作を起こしたことで、母親はそれを担任の無理解から来ると思い、頑なになったとのことであった。なぜ、母親はそんな激しい反応になったのかわからないとのことで、学校としては保護者対応に困惑していることが伺われた。担任と連携し、拠点校の中学校で面談を設定。

(2) 保護者との面談

保護者は担任や学校の対応に怒り心頭であった。SCの見立てでは、母親が子どもの発達障害や4年生の3学期から始まった解離性（転換性）障害に困りきっており不安で仕方がないはずなのに、一見そのように見えず、強がっているような勇ましく見せているところがあり、一方不安が高まると目の奥が急に赤くなり、内面の動揺が理解された。

また、今回の件について学校の対応の不十分さもあるが、母親の生育歴に大変重い問題があり、子どもの解離性障害の原因を母親も家庭内の問題が関係していると思っていることがわかった。

(3) SCの活用

重複障害を抱えた子どもを育てるしんどさやつらさ、将来への不安を思うと、SCの立場として、母親の精神面も支えていく必要があった。母親と当該児童に毎週時間を確保し、継続的にカウンセリングを行った。

2 中学校の体制づくり

小学校6年生では登校を再開した。保護者は、中学校で当該児童への配慮等が受け入れられるか心配していた。進学する中学校は、担当しているSCの拠点校であった。

SCからの情報提供により、中学校長と入学後の受け入れ態勢について何度も話し合いの場を設けた。また、教職員の共通理解を図るため、当該児童の抱える3つの障害について詳しく説明し、対応について協力を求めた。

【共通理解】

- 保護者からの要求において、絶対に無理なことは断ることもあるが、原則として保護者の要求に誠意を持って対応すること
- 当該児童の障害を理解し、特別支援教育の考え方を教職員に浸透し、学校をあげて取り組むこと

3 中学校生活

事前に、友人関係を把握し、配慮したことで、中学校入学後においてさまざまな問題はありながらも、適応していった。中学校ではSCが拠点となっていることで早期対応でき、問題が小さなうちに仲介し、問題を解決していくことができた。

4 振り返り

当該児童の心身の成長もあり、元気に学校に登校し、勉強に友だち関係に勤しんでいる。小学校の大変な時期にSCが母親及び当該児童を支えたこと、中学校の受け入れ態勢を整え、支援体制を構築できたことが問題の解決に役に立ったと思われる。

“モンスターペアレント”と見てしまう保護者ほど理解と支えを必要としていること、そのような子育て上の不安やしんどさを抱えた保護者をSCが支え、教員と連携することで保護者が安心して学校に子どもを送り出し、子どもも安心して学校生活を送れるのである。

【事例3】中1ギャップを乗り越えるための活用事例（⑩教育プログラム）

1 目的

小学校6年生児童が小学校卒業・中学校入学の節目を意識し始める2学期後半、中学校に配置されているSCが各学級で「出前授業」を実施した。担任との協議の結果、「中学生になるまでに知っておきたい人間関係のコツ」という演題で体験型ワークを交えた内容を計画した。

2 内容

SCの自己紹介の後、体験型ワークを交えた講話を実施（講話時間は約30分）。

(1) ヘリウムリング

フラフープを指1本で支えながら10人で運ぶ。支える力のバランスが乱れ、フラフープがまるで生きているかのように勝手に動き始める。うまくいかない時、自分にはどんな傾向があるか（例：他者を責める等）を考えさせる。

(2) 「四角と丸」

口頭の指示だけを聞いて用紙に絵を描く。同じ指示を聞いても描く絵はさまざま。集団生活の中で自覚しにくい認知の違いを確認する。

(3) カードひっくり返し競争

両面が異なる色の小型の厚紙（3cm×5cm程度）を2人に対して10枚配布。制限時間内にでき

るだけたくさん裏（表）にひっくり返した方が勝ち。2人がライバルとして競った後、学級全体の競争として展開。競争は勝ち負けを決めるだけでなく、相手との親近感を生み、自分の得意分野をあぶり出す。誰にどんな得意分野があるのかを知っておくことは災害などの緊急時に役立つ。競うことに消極的な児童も積極的に参加していた。

※参考文献

甲斐崎 博史（2013）「クラス全員がひとつになる学級ゲーム&アクティビティ100」ナツメ社教育書ブックス

3 授業を受けた6年児童の感想

「ぼくはカウンセラーがしゃべっていたことにすごく共感しました。なぜなら人間をよく知っていたからです。あたりまえのことをいっているのに心にのこるのがすごいと思いました。ゲームもわかりやすく、かんたんで、やった理由や、教えたことをまじえながらやっていたからとてもおもしろかったです。」

4 結果

小学生は、中学校のSCと楽しい時間を共有することができ、カウンセリングを受けたことがない児童にもSCはどんな人か等を周知できた。また、担任とSCが、指導や対応に苦慮している児童だけでなく、学級全体の話題を共有できるようになり、相互連携が円滑になった。当該学年の中学校入学後もすでにSCと顔見知りであることから、生徒のカウンセリングに対する抵抗が低くなった。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールカウンセラー等活用事業の成果

- ・児童生徒、保護者へのSC相談への周知がなされ、相談体制が整っている。
- ・小学校における拠点校を3校増の113校にできたことで、よりきめ細かな支援が可能となった。
- ・1つの事案に対して、教職員が抱え込まず、事案によってSCと連携することで解決につながっている。
- ・学校のいじめ対応チームにおいて、全ての公立学校で外部の専門家としてSCの見地や専門性が活用されている。

（SCが相談等を行った人数の推移）

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
相談人数	97,391	99,015	101,728
うち教職員の相談人数	45,454	46,731	49,431

（2）今後の課題

- ・小学校児童の中学校への円滑な環境の適応につなげるため、連携小学校教員と拠点中学校SCまたは、拠点小学校SCと拠点中学校SC間において、情報交換や共通理解の場を設けることが必要である。
- ・各SCの経験によって、事案に対する対応能力に差があり、研修の積み重ねが必要である。
- ・学校の実態に応じ、SCの年齢・性別等のニーズが異なることから、SCの確保が必要である。
- ・SCの一身上の都合によって、年度途中で離職することがあり、十分な引き継ぎの時間が必要となる。
- ・SCの立場と教員の立場において相談者の問題解決に当たるため、それぞれの立場を共通理解し、密な連携をとる機会の充実が必要である。

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成27年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

児童生徒の臨床心理に関して専門的な知識・経験を有する者をスクールカウンセラーとして公立学校に配置し、児童生徒の心の相談にあたるとともに、悩みを抱えた児童生徒の保護者に対する支援を行う。また、児童生徒に対し多面的な支援ができるようにスクールカウンセラーが教員に対してコンサルテーションを実施することにより、学校の教育相談体制の強化・充実に努め、問題行動等の未然防止や早期発見、早期解決に役立てる。

（2）配置・採用計画上の工夫

在籍生徒数により、配置時間を変えている。

中学校に配置しているスクールカウンセラーを必要に応じて校区内の小学校へ派遣している。

（3）配置人数・資格・主な勤務形態

中学校：104校

高等学校：6校

（1）スクールカウンセラーについて

①臨床心理士 40人

（2）スクールカウンセラーに準ずる者について

①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 14人

②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 4人

拠点校 6 高等学校 (年18回・1回6時間・2 高等学校)

(年 9回・1回6時間・4 高等学校)

拠点校 104 中学校 (年18回・1回6時間・73 中学校)

(年11回・1回4時間・31 中学校)

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

本事業で採用しているスクールカウンセラー及びスクールカウンセラーに準ずる者全員

(2) 研修回数（頻度）

年3回 4月 連絡会
 8月 スクールカウンセラー研修会
 12月 スクールカウンセラー研修会

(3) 研修内容

行政説明、講演、事例研修、情報交換

(4) 特に効果のあった研修内容

事例研修、情報交換

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- SVの設置 有・2人
- 活用方法 希望するスクールカウンセラーへのスーパーバイズ
 研修会での助言

(6) 課題

- ・スクールカウンセラーは他の職業にも就いており、研修会へ参加のための日程調整が難しい者もいる。また、研修会等への参加費用（旅費や日当）は経費として計上できないため、参加者の自己負担となっている。
- ・スーパーバイザーの効果的な活用について検討する。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】不登校支援のための活用事例（①、⑤）

中学1年、女子生徒の不登校支援に関わる事例

友人とのトラブルがきっかけで不登校となった。担任等が家庭訪問を続けるが、なかなか状況は変わらなかった。その間、スクールカウンセラーを含めたケース会議をもち、スクールカウンセラーのコンサルテーションにより対応を検討し、本人への関わりを継続的に行った結果、別室登校を経て教室には入れるようになった。

その後も様々な教員が本人との関わりを続け、本人と学校との信頼関係が深まっていった。スクールカウンセラーによるカウンセリングでは、家庭での居づらさも訴え、学校とスクールカウンセラーとが連携して本人の苦しさを受け止めるように努めたことで、本人にとって学校が安心できる場所になり、表情もよくなっていった。

【事例2】心身の不安定な生徒への活用事例（⑨、⑫）

中学2年、女子生徒のリストカット等への支援に関わる事例

親しくしていた男子生徒との関係が悪くなり、リストカットをした。学校生活でも少しのことで泣きわめいたり感情の起伏が非常に激しく、落ち着かなかった。家庭でも常にイライラして物に当たるなど家族も疲弊していった。家族も女子生徒の感覚が理解できず、悩んでいた。

スクールカウンセラーからのコンサルテーションにより、女子生徒の抱える苦しみを理解し、教員の関わり方が変わっていった。保護者もカウンセリングを受けることにより、娘の対応に自信をもてるようになった。女子生徒もカウンセリングを通し、客観的な視点をもてるようになり、リストカットも治まった。授業中も教室を飛び出すことなく、落ち着いて過ごせるようになり素直さを取り戻した。

【事例3】校内の教育相談体制構築のための活用事例（⑮）

生徒のメンタルヘルスケアの事例

1学期に全校生徒を対象に「こころと身体健康チェック」を行った。

夏期休業中に、「生徒のメンタルヘルスケア」や「こころと身体健康チェックリストの活用」についてスクールカウンセラーが講師を務め校内職員研修を行った。その後、チェックリストの結果をもとに、クラスごとにケース検討を行った。気になる生徒一人一人のデータをもとに、現状分析や対応についてスクールカウンセラーから詳しく助言してもらった。

2学期から、研修での知識をもとに教員が自信をもって生徒対応することができた。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

＜年度＞	＜配置校数＞	＜ケース数＞	＜相談件数＞
平成24	68校	1,178件	5,601件
平成25	67校	1,606件	7,099件
平成26	68校	2,338件	6,557件
平成27	110校	2,617件	7,101件
平成28	113校		

スクールカウンセラーが配置されている学校では、学校の教育相談体制にしっかりとスクールカウンセラーが位置づけられ、生徒の心のケアを中心に、保護者への助言や教員へのコンサルテーションを行えるようになってきている。年度をおうごとにケース数が増加している。これは、配置校においてカウンセリングマインドが充実してきていることが窺える。

ただ、各ケースによる相談回数は、平成24年度から4.7回、4.4回、2.8回、2.7回と下がってきている。これは、生徒が抱える課題や問題が複雑化・多様化し、多くの生徒が支援を必要としている状況であると考えられる。

平成27年度から、全ての公立中学校へスクールカウンセラーを配置し、校区内の小学校へも必要に応じて巡回できるようにした。

(2) 今後の課題

- ・配置校数、配置時間の一層の拡充が必要であり、そのための予算確保が課題である。
- ・スクールカウンセラーを県教育委員会に配置していないため、重大事態等により緊急支援を行う場合に、効率的な支援体制を組むことが難しい。
- ・山間部にある学校への配置は公共交通機関も少なく、泊が必要となる学校もあり、人材の確保が難しい。

和歌山県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成27年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

不登校の問題やいじめ等の問題行動等に関して、児童生徒、教職員及び保護者に対してカウンセリングを行うとともに、教職員や保護者の助言・援助等をとおして、学校におけるカウンセリング等の機能の充実に図り、問題の未然防止及び早期発見・早期対応に資する。

（2）配置・採用計画上の工夫

各市町村教育委員会及び県立学校から提出される派遣申請書に基づき、スクールカウンセラー等の派遣期間、週当たりの勤務日数及び週当たりの勤務時間数の調整を行い、派遣する。

各市町村教委は提出する派遣申請書に、児童生徒数、不登校者数、いじめ認知件数等を記載するとともに、各市町村教育委員会において配置希望校の優先順位の記載を併せて行う。

配置希望校の地理的条件（公共交通機関の利便性や高速道路の整備状況等）に対して、スクールカウンセラー等の通勤条件を考慮して配置を行っている。

（3）配置人数・資格・主な勤務形態

※配置人数

小学校	:	87校
中学校	:	105校
高等学校	:	49校
中等教育学校	:	0校
特別支援学校	:	7校
教育委員会等	:	1箇所

※資格

（1）スクールカウンセラーについて：

- ①臨床心理士 55人
- ②精神科医 0人
- ③大学教授等 0人

（2）スクールカウンセラーに準ずる者について

- ①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 21人
- ②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 26人
- ③医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 0人

※勤務形態

単独校	94中学校	(年33週・1回5時間)
	87小学校	(年15週・1回5時間)
	49高等学校	(年30週・1回5時間)

	3 特別支援学校	(年 30 週・1 回 5 時間)
拠点校	1 1 中学校	} (週 1 日・不定)
対象校	1 1 小学校	
	1 中学校	

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

スクールカウンセラー等・市町村教育委員会指導主事、県立学校担当教員

(2) 研修回数（頻度）

年 2 回（うちスクールソーシャルワーカーとの合同研修 1 回）

(3) 研修内容

・第 1 回 講義

「学校における不登校児童生徒とスクールカウンセラーの関わりについて」
グループワーク

「不登校のサインを見逃さない早期発見・早期対応」

・第 2 回 グループワーク

「スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの連携による組織的な支援体制の確立に向けて」

(4) 特に効果のあった研修内容

スクールソーシャルワーカーとの合同研修を行い、ワークショップによる事例検討を行うことで、連携した取組の重要性や新たな視点の認識等、活動の一助となるが多かった。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

スーパーバイザーは設置していない

(6) 課題

スクールカウンセラー同士の連携強化

地理的条件（公共交通機関の利便性や高速道路の整備状況）による配置困難

慢性的な人材不足

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】発達障害のある児童のための活用事例（① ⑤ ⑪）

（状況）

- ・小学校6年生女子児童（以下A）
- ・小学校5年生から不登校ぎみで、遅刻も多かった。
- ・A、兄、母親、父親、叔父、祖母の6人家族。兄も不登校だった時期があり、両親は児童の状況に理解を示し、協力的である。

（経過）

- ・授業中クラスメイトに「もっとはっきり言えよ。」と言われたことをきっかけに、「何か言われたらどうしよう。」と不安になり、欠席が増えた。
- ・母親が来校。幼少期の検診で発達が遅いと指摘されたことや、小学校入学時に特別支援学級への入級を勧められていたことが分かり、校長に報告。今後の方策について相談部会で検討。発達検査を専門機関で受けることを勧めた。
- ・欠席は少なくなったが、保健室や相談室で過ごすことを希望するようになった。SC勤務日は相談室で一日過ごすようになる。今後の対応として以下の2点を確認した。
 - ①本人の意思を尊重し、保健室や相談室で過ごすことを認め、教室に行くことは当面促さない。
 - ②A自ら担任に保健室や相談室に行くことを申し出たうえで自習をさせるなど、一定のけじめをつけさせる。
- ・発達検査の結果、発達障害の診断を受けた。その結果を踏まえ、今後の支援を相談部会で協議し、本人、母親と面談をした。
- ・運動会の練習をきっかけに学級活動に参加できるようになった。
- ・学級で授業を受けられるようになり、保健室や相談室の利用が少なくなった。
- ・欠席や遅刻もなく登校できるようになったが、外国語活動の授業は苦手なため、保健室や相談室で過ごした。友達の輪にも入れ、笑顔も出るようになった。

（成果と課題）

- ・家庭の協力があり、学校との信頼関係もあったためスムーズに対応ができた。
- ・保健室や相談室で過ごすことを認めてもらえたため、安心感が生まれたと考えられる
- ・相談部会でのケース会議で方向性を出せたため、職員の意思統一ができた。
- ・中学校進学のため、中学校との連携が今後の課題となっている。

【事例2】家庭環境に課題を持つ児童のための活用事例（⑤ ⑥ ⑦ ⑩）

（状況）

- ・小学校3年生男子児童（以下A）
- ・小学校3年生のクラス替えでトラブルの多い児童と同じクラスになった。
- ・A、弟、母親の3人家族。母親は弟に手がかかり、忘れ物などを確認するのが難しく、忘れ物が多い。

（経過）

- ・授業中、担任の指示を聞かず立ち歩きを始める。クラスメイトとのトラブルも増える。円形脱毛症の症状がみられたが、母親も本人も気にする様子は見られなかった。SCがクラスの状況を確認し、担任と意見交換を行った。
- ・放課後も他児と金銭トラブルを起こしたり、自転車を窃盗したりするなどの反社会的な行動が目立つようになる。母親がしつけの中で児童を感情的に怒り、たたくことが分かった。学習面での遅れも見られる。

担任、養護教諭、校長、S S W、S Cがケース会議を開き、今後の方向性を協議する。他機関との連携はS S Wが、児童の心理的サポートはS Cが行うことになった。学習面での遅れについては学習支援員を導入することに決定した。

- ・依然としてトラブルは続くが児童との面談を月2回ペースで行った。保護者も面談を勧めたが来談には至らなかった。電話連絡も試みたが、つながらず、手紙で連絡を取った。このころから児童の髪の毛が生え始め、円形脱毛症はなくなっていった。
- ・クラス内の立ち歩きが減少。一対一の個別での指示は聞けるが学級全体の指示では聞けないことがある他児とのトラブルが減少してきた。面談後は必ず担任と情報共有を行い、S S W、担任、校長と情報共有を図りながらアセスメントを行った。
- ・相談室に来る時間など、S Cとの約束を守ることもできるようになってきた。

(成果と課題)

- ・当該児童の身体症状や問題行動の背景には、母子関係などの家庭における課題、他児との関係、学習面などの様々な要因が背景にあった。教員、S S W、S Cが各自で対応をするだけではうまくいかないケースだったが、チームで対応できたため、児童の成長を支えることができた。
- ・保護者に対しての心理的なサポートは当初より必要と思われたが、担任やS Cからの再三のアプローチにもかかわらず、直接的な介入には至らなかった。慎重に経過を見ながら保護者の協力が得られるよう、今後も対応を検討していく必要がある。

【事例3】発達障害等のある生徒のための活用事例 (① ③ ⑦ ⑪)

(状況)

- ・中学校2年生男子生徒(特別支援学級)(以下A)
- ・小学校6年生になり、休みがちになる。家庭で母親への暴言、物を壊す等の問題行動が出現。児童相談所に相談。大声を出されるとマンションに住めなくなるとの考え、母親はAの言いなりになっていた。
- ・A、弟2人、母親の4人家族。

(経過)

- ・入学式を欠席。その後も欠席が続くため、担任からS Cに相談。担任、S Cで家庭訪問をし、母親のカウンセリングを始めた。
- ・母親が疲れ切っており、これ以上がんばれない状態であることと、子供を昼夜逆転の生活リズムを立て直し、登校できるようにするため、児童相談所に相談後、一時保護を行った。
- ・一時保護をしたことで、弟2人が登校するようになり、一時保護から戻ってきたAも登校するようになった。
- ・交流学級の体育の授業でストレスを発散させたり、苦手なコミュニケーションのスキルトレーニングを行ったりすることで、元気に登校できるようになった。
- ・学習にも積極的に取り組み、放課後もクラスメイトと遊びに行くなど関係も良好になり、お互いに学びあう関係を築けた。

(成果と課題)

- ・母親は一時保護には消極的で、子供を預けるのは親の責任を放棄するようになっていた。しかし、投薬を受けなければいけないほど母親が疲れ果てていたため、S Cが説得して一時保護を決めた。
- ・母子を一時的に引き離すことでこれまでの生活を一新することができたため、母親も元気になり、兄弟そろって登校することができるようになった。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

当県では平成25年223校、平成26年233校、平成27年248校と年々配置校を増やしてきている。それに伴い、スクールカウンセラーの人数も83人、87人、100人と増やし、児童生徒や保護者、教職員の多様化、複雑化する相談に対応してきた。

	H25	H26	H27
配置校数	223校	233校	248校
配置人数	83人	87人	100人
相談件数	41928件	44555件	24182件

(2) 今後の課題

・ 地理的条件による課題

当県では、山間部に設置されている学校が多く、公共交通の利便性が低い地域が多く存在する。また、スクールカウンセラー等の勤務時間が公共交通機関の運行時間と一致しないため、自家用車による通勤を余儀なくされる。さらに、通勤に2時間以上かかる地域もあり、希望するすべての学校に配置をすることが困難となっている。

・ 有資格者の不足

当県において、有資格者を県内在住者から確保することは困難であり、他府県から勤務可能な者を確保している。今後の配置拡充に向けて、スクールカウンセラーの必要性や重要性について啓発するとともに、人材育成について関係機関と連携することが重要であると考えている。

鳥取県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成27年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

不登校やいじめ・暴力行為等の児童生徒の生徒指導上の問題の対応にあたっては、その適切な対応とともに、いじめや不登校を生まない学校づくりの取組の観点から、学校における教育相談の機能の充実を図ることが重要な課題である。このため、児童生徒の臨床心理・教育相談に関して専門的な知識・経験を有する「スクールカウンセラー」を学校に配置し、生徒指導上の諸問題の解決・改善に資する。

（2）配置・採用計画上の工夫

- ◇全県立学校に学校の実情に応じて配置。
- ◇県内の全市町村（学校組合）立中学校
- ◇学校規模等に応じた配置時間数の決定、複数のカウンセラー配置

（3）配置人数・資格・主な勤務形態（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

【配置校】

中学校	: 57校	高等学校	: 11校
特別支援学校	: 9校	教育委員会	: 3箇所

【資格】

スクールカウンセラー	①臨床心理士	37人
スクールカウンセラーに準ずる者	①大学院修了（経験1年以上）	5人
	②大学・短大卒業（経験5年以上）	8人
	③医師（経験1年以上）	2人

【勤務形態】

単独校	11高等学校	(週1日・1回4～6時間)
	9特別支援学校	(週1日・1回4時間)
拠点校	57中学校	} (週1日・1回4～8時間)
対象校	131小学校	
巡回校	15高等学校	(週1日・1日6時間) *3教育局に配置

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

◇スクールカウンセラー ◇学校担当者 ◇各市町村教育委員会指導主事等

(2) 研修回数（頻度）

◇県全体 2回 ◇各地区別（東・中・西部）研修会 各地域で1～2回

(3) 研修内容

◇講義「スクールカウンセラーの業務と校内連携のあり方」

◇事例発表

◇テーマを設けてのグループ協議

「スクールカウンセラーとLD等専門員合同のケース会議」

「スクールカウンセラーの専門性をアクティブラーニングにどう生かすか」

「各校種での児童生徒の支援について」

「移行支援で大切にすることや各校種で重点的に取り組むこと」

(4) 特に効果のあった研修内容

他の外部専門機関（専門家）との合同研修を行うことにより、連携すべき部分について確認したり、様々な情報を得ることができた。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

◇SVの設置 無

(6) 課題

◇研修機会の確保

◇経験の少ないスクールカウンセラーのスキルアップ

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】児童の問題行動に対する活用事例（⑪）

◇小学4年生児童（2名） 授業中に離席し、相互にふざけ合ったり他の児童への迷惑行為を行う。教師による注意や指導を全く無視する。

◇スクールカウンセラー等の関わり

- 授業を参観し、該当生徒2名の様子を観察する。ADHDが疑われると推定し、医療機関に繋ぐ必要があると判断する。
- 該当児童の保護者に対する面接（カウンセリング）の必要性を学校に対して助言する。
- 保護者と面接を行い、医療機関への受診を勧める。また、家庭での関わり方について助言を行う。

◇成果

- 該当児童の保護者が頻回に授業参観を行うなど学校に協力的になる。
- 医療機関へ受診し、服薬したところ、児童の行動は改善され落ち着いて授業に取り組めるようになり、迷惑行為もなくなる。

【事例2】小中連携推進のための活用事例（⑭）

◇小・中合同研修会の開催

- 中学校区内で「児童生徒を語る会（不登校対策委員会）」を開催する。実際のケースを取り上げて児童生徒への支援について考える研修を行う。この会の中にSC、SSWも出席している。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーは小中連携のあり方について指導助言を行う。

◇支援会議等への参加と成果

- 児童生徒個々の支援のみならず、背景情報を踏まえた家族全体への支援を検討することができた。また、生徒の小学校時の状況を把握し、それを中学校の教職員への助言につなげることができた。
- 中学校区内の不登校対策の会にアドバイザーとして参加する。来年度の新一年生について入学後の支援等について助言を行う。
- 中学校、校区小学校それぞれ、または小・中学校合同での支援会議等にスクールカウンセラーが適宜参加し、本人・保護者面談に基づいた視点で助言を行う。その際、中学校の教育相談担当者も参加し、継続的に経過を共有することができた。

【事例3】「児童生徒のストレスマネジメント学習」に向けた活用事例（⑯）

◇教職員研修の実施

- 児童生徒のストレスマネジメント学習に向けて、スクールカウンセラーを講師として、リラクゼーション法についての研修を実施。

◇ストレスマネジメント学習の実施

- 教職員研修を基に、各学年がストレスマネジメント学習を計画し、担任を中心に授業を実施。
- 各学年の学習時にスクールカウンセラーも参加し、生徒の話し合いに加わったり、リラクゼーションの方法として呼吸法や体のゆるめ方を教えたりした。

◇研究協議の実施

- 学習後、研究協議を行い、スクールカウンセラーも参加し、学習の流れや児童生徒の見立て方などについて助言を行う。

◇成果

- 学習前に教職員研修を実施することにより、教職員が実際に指導するイメージを持つことができた。
- 学習時にスクールカウンセラーがリラクゼーション法を直接教えることにより、生徒にとってわかりやすい学習となった。
- 学習後の研究協議で助言を行うことにより、学習の流れ等について振り返ることができた。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果によると、本県は不登校児童生徒のうち、「スクールカウンセラー等の専門的な相談を受けた割合」が全国に比べて高い(表1)。また、「指導の結果登校する又はできるようになった児童生徒の割合」又は「継続した登校には至らないものの好ましい変化が見られるようになった児童生徒の割合」も高い傾向にある(表2)。不登校児童生徒に対して、スクールカウンセラーと連携して対応した結果、登校できる又はできるようになった、好ましい変化が見られる割合が高くなっていると考えられる。

中学校に配置されたスクールカウンセラーが校区小学校の相談にも対応することから、兄弟姉妹で不登校傾向の児童生徒に小中で共通理解して支援することができるなど、小中連携が図られている。

【表1】相談・指導等を受けた学校内外の機関等

	スクールカウンセラー等の専門的な相談を受けた割合
H27 鳥取県小中学校(公立のみ)	43.3%
H26 全国小中学校(国公私立)	38.8%

【表2】不登校児童生徒への指導結果状況(公立のみ)

区分	小学校			中学校		
	H26 鳥取県	H27 鳥取県	H26 全国	H26 鳥取県	H27 鳥取県	H26 全国
(a) 指導の結果登校する又はできるようになった児童生徒	36.0%	25.0%	33.2%	32.4%	39.0%	31.0%
指導中の児童生徒	64.0%	75.0%	66.8%	67.6%	61.0%	69.0%
(b) うち継続した登校には至らないものの好ましい変化が見られるようになった児童生徒	23.0%	28.3%	21.7%	31.2%	23.0%	20.6%

(2) 今後の課題

- ◇不登校や問題行動等の未然防止や早期発見について、より効果的な活用を図る。
- ◇スクールソーシャルワーカー等他の専門家との連携の推進。
- ◇近年、スクールカウンセラーに対して多様な要望や期待が高まっており、その対応が難しくなっているため、各カウンセラーのスキルアップのための研修機会等の確保や人材確保が必要。

島根県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成27年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

いじめや不登校等への対応に当たっては、学校におけるカウンセリング等の学校教育相談体制の充実を図ることが重要な課題となっている。このため、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する者をスクールカウンセラーとして学校、各教育事務所及び子ども安全支援室に配置し、その活用を効果的に学校教育相談体制に取り入れ、もって生徒指導の充実を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

県教育委員会は、市町村教育委員会及び県立学校から提出された評価票及び次年度の希望票をもとに、学校の状況や地域性等を考慮のうえ、スクールカウンセラーの派遣または配置の可否を決定する。

スクールカウンセラーの採用においては、「スクールカウンセラー募集案内」を県のホームページに掲載、また、テレビの情報番組等で広く募集を行い、審査（面接等）を行い、任用可否を決定する。

（3）配置人数・資格・主な勤務形態（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

小学校	: 80校	中学校	: 96校	高等学校	: 39校
特別支援学校	: 6校	教育委員会等	: 6箇所		

※スクールカウンセラーについて：

①臨床心理士 45人

※スクールカウンセラーに準ずる者について

- 大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 2人
- 大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 12人

※勤務形態について 1回の派遣は4時間を基本とする。

単独校	39 高等学校	(週1日6校、隔週1日17校、月1日16校)
	6 特別支援学校	(隔週1日2校、月1回4校)
拠点校	96 中学校	(週1日44校、隔週1日40校、月1日12校)
	80 小学校	(隔週1日)
派遣	5 教育事務所	(年間50～60時間)
対象校	130 小学校	(要請に応じて派遣)
	6 特別支援学校	(要請に応じて派遣)

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

県で任用しているスクールカウンセラー（59名）

(2) 研修回数（頻度）

年間6回の研修会及び連絡協議会

(3) 研修内容

- ・スクールカウンセラー初任者研修会
（事業説明、スクールカウンセラーの倫理について、支援体制について：4月）
- ・第1回スクールカウンセラー研修会（事業説明、危機対応について：5月）
- ・スクールカウンセラー活用事業連絡協議会
（事業説明、スクールソーシャルワーカーとの連携について、協議：6月）
- ・第2回スクールカウンセラー研修会（校内研修について：7月）
- ・特別研修会（大学教授による講話：7月）
- ・第3回スクールカウンセラー研修会（事例研修：11月）
- ・第4回スクールカウンセラー研修会（地域ごとでの事例研修：3月）

(4) 特に効果のあった研修内容

校内研修に関する研修会において、以前実施したことのある研修内容や今後実施予定の研修の内容を紹介し合うことにより、実施におけるポイントや工夫、困っている点等を共有することができた。特に経験の浅いスクールカウンセラーにとっては、研修の実施に対し抱いていた不安が軽減したり、校内研修に対する意欲を高めたりすることができた。

事例に関する研修会において、不登校や学級崩壊、場面緘黙等の事例を共有することにより、多様な視点から事例をとらえることができた。スクールカウンセラーの負担感軽減にもつながった。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置

県教育委員会及び教育事務所にスーパーバイザー4名を配置

○活用方法

- ・スクールカウンセラー研修会の企画・運営
- ・スクールカウンセラーの個別相談
- ・学校訪問
- ・緊急支援・危機対応
- ・各学校の職員の来所相談
- ・その他本事業の運営に必要と認められるもの

(6) 課題

スクールカウンセラーの研修会及び連絡協議会への参加については、自己研鑽の場と位置づけており、悉皆的な参加を求めている。他県から勤務しているカウンセラーもおり、参加できにくい者もいる。研修会場を変える等、参加者が増えるように工夫をしているが、参加するカウンセラーは固定化されている。より多くのカウンセラーが参加できるよう、研修内容を充実させていく必要がある。

また、毎年多くはないが、新規カウンセラーを任用しており、ニーズに合った研修内容やベテランカウンセラーとの情報交換の場等、設定する必要がある。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】不登校のための活用事例 (①)

○概要

中学1年の入学当初から学級や部活動の友人関係に悩み、教室に入りにくくなり、別室や保健室に居場所を求める。

○スクールカウンセラーの具体的なかかわり

毎週定期的に来校するスクールカウンセラーが保健室に顔を出すことで、当該生徒とさりげなく出会えるようにし、当該生徒が気の向いた時に話せる機会を設けた。他愛のない話をカウンセラーと行う中で小学校時代からの人間関係や部活動・家庭環境等の話をする事ができた。

保護者にもスクールカウンセラーとの面談を進め、2週間に1回の頻度で面談を行った。コンサルテーションでは医療の必要性について話題となり、親子で医療機関を受診してもらうことになった。

朝は弱く、遅刻してくることもあるが、中学3年からは教室へ復帰することができた。

【事例2】発達障害等のための活用事例 (⑱)

○概要

自分の気持ちを人に伝えることが苦手な児童へのかかわり。鉄棒に登っている友だちの手を引っぱり大怪我をさせた事案をきっかけに、スクールカウンセラーがかかわる。

○スクールカウンセラーの具体的なかかわり

当該児童は、日頃かかえている悩みなどを少しずつ話すようになってきた。たまにしか会わないカウンセラーだからこそ、本音が話せたところもある。

保護者にも、「子どもの様子等を聞かれませんか」とカウンセラーを進めた。「始めは5分でも」と相談室の敷居を低くしたことでスムーズに面談へと進み、時には1時間程度話して帰られることもあった。保護者にもいろいろな悩みや思うところがあることがわかり、関係機関も含め、共に当該児童を支えていくことができるようになった。

【事例3】校内研修のための活用事例 (⑮)

○テーマ 子どもの感情を育む

○内容 学校の研究課題でもある「子どもの感情を育む」に関連させ、児童生徒理解の一助となる子どもの発達過程や日頃の子どものかかわり方等を紹介する

○準備物 レジュメ

○流れ ①乳児期から児童期の発達過程の特徴と大人の役割について

②感情の特性とコミュニケーションに与える影響について

③気持ちに気づき、気持ちを引き出すためのかかわり（聴き方等）について

④スクールカウンセラーの体験から（事例紹介）

⑤質疑応答等

○成果 ・「何も感じないのかな」「何を思っているのかな」と心の内がわかりにくい児童が増えてきたように感じていた。感情を育てるには、言葉を大切にすることも必要だと理解することができた。

・研究課題に沿ってという取組はカウンセラー自身も初めてだったが、先生方が教科指導や生活指導の中でどのように気持ちを育てたいと考えているか知る機会となり、参考となった。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

・平成27年度スクールカウンセラーの相談状況

平成27年度における単独校の総相談件数は9,764件となった。相談の対象者は、児童生徒が70.8%、保護者20.6%、教職員8.0%で、保護者の相談の割合が昨年より増加している状況である（平成26年度18.3%）。また、相談種別では「友人関係に対する相談」が20.0%、「不登校に対する相談」が17.0%、「家族関係に対する相談」が14.4%となり、高い割合となっている。また、27年度から新たに加えた項目の「心身の健康・保健に対する相談」も5.3%となっている。

	不登校	いじめ	暴力行為	非行不良行為	児童虐待	学習	進路	発達障がい	心身の健康・保健	友人関係	家族関係	教職員関係	その他	合計
児童生徒	668	71	27	20	3	608	422	270	360	1,794	1,000	75	1,599	6,917
教職員	182	6	11	2	3	76	4	66	41	33	48	30	276	778
保護者	804	18	13	7	2	77	36	214	114	130	355	17	227	2,014
その他	5	0	3	0	1	1	4	3	2	0	3	0	33	55
合計	1,659	95	54	29	9	762	466	553	517	1,957	1,406	122	2,135	9,764

・平成27年度スクールカウンセラーの相談以外の活動状況

平成27年度の相談以外のスクールカウンセラーの活動状況は計9,850件報告されている。活動内容は、教職員とのコンサルテーション・情報交換が65.6%と最も多く、全体に対する割合も高い。また、一昨年度より実施要項に「校内研修実施」「教育プログラム実施」を盛り込んだことにより、教職員研修における指導助言や授業等における児童生徒への支援援助等、各校で取り組んでいる。

相談以外の活動の種類	延べ回数
教職員とのコンサルテーション・情報交換	6,461
職員会議等による事例研究	401
教職員研修における指導助言	316
保護者への講演等	22
授業等における児童生徒への支援援助	353
授業参観による児童生徒理解	1,881
その他	416
合計	9,850

「校内研修」を実施した学校の割合は、小中学校では90.3%（平成26年度93.2%）、高等学校・特別支援学校では73.3%（平成26年度54.3%）となっている。特に高等学校・特別支援学校での実施率の向上が見られた。また、「教育プログラム」については、小中学校では46.6%（平成26年度52.5%）、高等学校・特別支援学校では40.0%（平成26年度43.4%）となっている。こちらは実施率の低下が見られた。限られた活動時間の中ではあるが、校内研修及び教育プログラムの有効性を周知し、各校へ広めていく必要がある。

(2) 今後の課題

スクールカウンセラーの人材確保が喫緊の課題である。現在任用しているスクールカウンセラーの多くが複数の学校を担当し、1日2校勤務のカウンセラーもいる。また、他の職と兼務しているカウンセラーも多く、学校の希望する勤務日程との調整が難しい場合がある。また、緊急な事案が発生した場合の対応が難しい状況である。特に、県の西部や中山間地域においては、状況はより深刻であり、余裕のある配置を実現するためには人材確保が課題となっている。

中学校区への同一カウンセラーの配置等、学校現場のニーズに合った配置が望ましいが、人数や勤務形態、またはカウンセラー自身の転職等で、配置のカウンセラーが1年で変更になる等、必ずしもニーズに応えられずにいる。

岡山県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成27年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

不登校や問題行動等に対して、効果的に対応していくため、児童生徒の臨床心理に関して専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー等を小・中学校へ配置し、児童生徒の心のケアや保護者等の悩みの相談、教職員への助言・援助等を行うとともに、学校教育相談体制の一層の充実をめざす。

（2）配置・採用計画上の工夫

中学校においては、平成19年度より全校配置を実施し、平成27年度は、学校の規模や実情を踏まえて次の5種類の勤務形態を設定している。

- I a型 1回当たり4時間、週3回、年35週…中学校2校
- I b型 1回当たり4時間、週2回、年35週…中学校10校
- II型 1回当たり4時間、週1回、年35週…中学校72校、小学校65校
- III型 1回当たり4時間、隔週1回、年17週…中学校35校
- IV型 1回当たり4時間、月1回、年9週…中学校4校

小学校においては、県全体（政令指定都市を除く）の約1/5にあたる65校に配置。

（3）配置人数・資格・主な勤務形態（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

※配置人数

小学校	:	65校
中学校	:	122校
中等教育学校	:	1校

※資格

（1）スクールカウンセラーについて：

- ①臨床心理士 62人
- ②精神科医 0人
- ③大学教授等 0人

（2）スクールカウンセラーに準ずる者について

- ① 大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 13人
- ② 大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 21人
- ③ 医師で心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について1年以上の経験を有する者 0人

※勤務形態について

単独校 123中学校	(週3日・1回4時間)	(週2日・1回4時間)	(週1・1回4時間)
	(年17日・1回4時間)	(年9日・1回4時間)	
65小学校	(週1日・1回4時間)		

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) (2) (3) 研修対象・研修回数・研修内容

○新規採用スクールカウンセラー・・・・・・・・・・1回

- ・「スクールカウンセラー配置事業について」「スーパービジョン体制について」説明
- ・「活動の現状と課題について」協議
- ・「スクールカウンセラーの活動上の留意点について」講義・助言

○スクールカウンセラー配置校の担当者・・・・・・・・1回

- ・「スクールカウンセラーの勤務等について」説明
- ・「スクールカウンセラーと学校をつなぐために」講義・助言
- ・「不登校児童生徒へのスクールカウンセリング」協議

○全スクールカウンセラー・・・・・・・・・・・・・・1回

- ・「スクールカウンセラー配置事業について」説明
- ・「不登校への取組について」協議
- ・事例検討

(4) 特に効果のあった研修内容

新規採用スクールカウンセラーを対象にした研修会で、現在の悩みや疑問点等について協議した内容を踏まえて、大学教授からコミュニティ臨床の視点で講義を行った。スクールカウンセラーのニーズに合った具体的な助言がなされ、とても効果があった。

また、スクールカウンセラー対象の研修と学校担当者対象の研修で、同じ講師による講演を行い、学校とスクールカウンセラーの連携について共通理解を図ることができた。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○OSVの設置

有り

○活用方法

- ・対 象：経験年数3年以内のスクールカウンセラー
- ・ブロック制：スーパーバイザー（指導を受ける側）の勤務校の場所によって、県内を東・西・北の3つのブロックに分け、各ブロックを担当するスーパーバイザー（指導する側）によりスーパービジョンを行う。
- ・方 式：個別スーパービジョン（スーパーバイザーとスーパーバイザーが1対1で実施）
グループスーパービジョン（スーパーバイザーがスーパーバイザー2～6人に対してグループで実施）

(6) 課題

スクールカウンセラーの配置を徐々に拡充してきたが、経験の浅いスクールカウンセラー等を中心に資質の向上が課題である。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】不登校生徒が教育支援センターと連携した事例 (①)

中学校入学の際、転入し、3か月間は登校したが2学期より不登校状態となった。スクールカウンセラーへとつなぎ、本人とスクールカウンセラーとの面談が始まった。

スクールカウンセラーは面談を通して、本人の興味、好きなことを把握した。担任や学年団の教員に情報提供し、生徒の好きなことで会話を始め、人間関係を築いていくよう助言した。徐々に、担任とのつながりができてきたが、登校（別室登校等）には至らなかった。スクールカウンセラーと本人との継続的なカウンセリングの中でスクールカウンセラーから教育支援センターを紹介したところ、教育支援センターに通えるようになった。担任は教育支援センターへ面会に行き、会話をしたり、学校での学習内容を伝えたりして、定期テスト時には別室登校もできるようになった。

【事例2】離席、担任の指示に従わない児童への対応事例 (②)

5月頃から担任の指示に従わず、離席や勝手な振る舞いをするといった問題行動が見え始める。スクールカウンセラーが教室での児童の様子を観察をしたり、教室から飛び出していった児童に話を聞いたりすることを通じて見立てを行ったところ、発達障害でLDの傾向が見られた。学習についていけず、注意ばかりされることで自己肯定感が下がっている様子であった。ケース会議では、注意一辺倒の状態から、本人に寄り添う関わりをしていきたいと考えていた教員の方針とスクールカウンセラーの見立てが一致したので、教員は自信をもって対応にあたることができた。本人と担任との関係は改善されていき、次第に担任の指示が入り、落ち着いた生活ができるようになった。

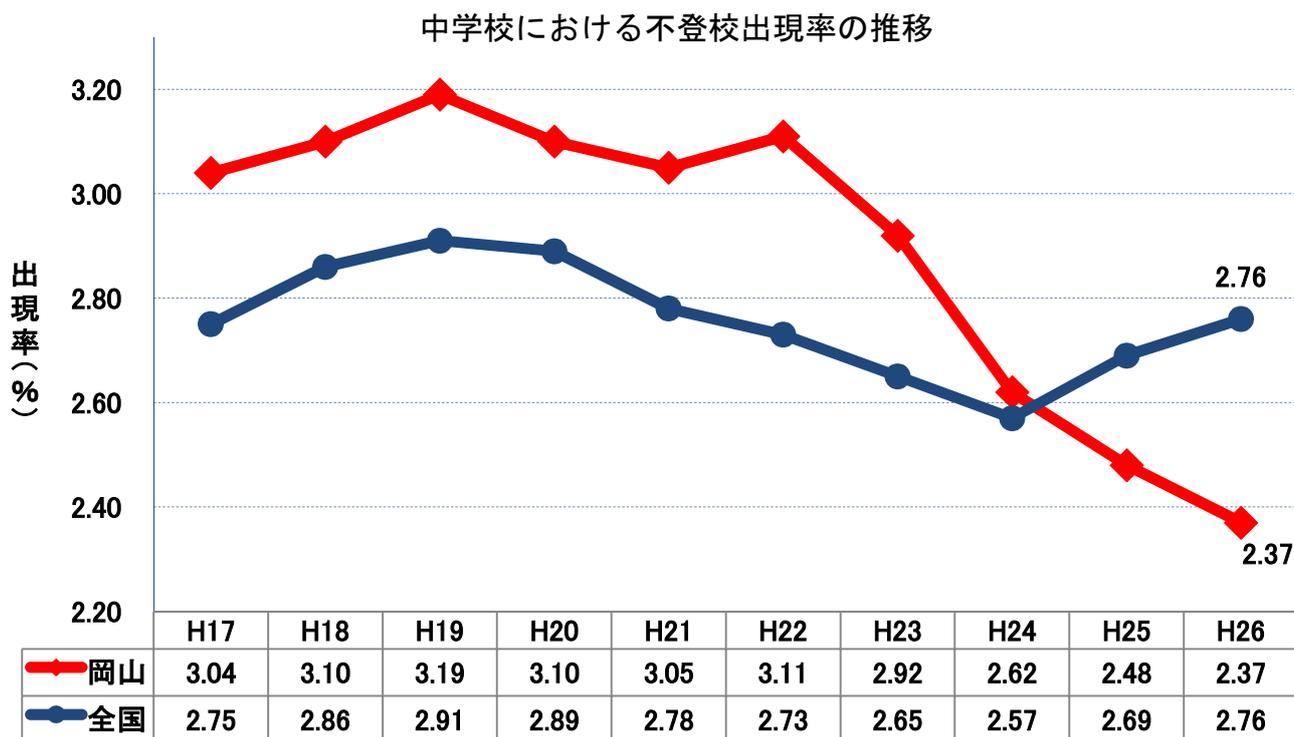
【事例3】教育プログラムの活用事例 (③)

中学校で、日常生活において人間関係のトラブルが起きる原因として自分自身の「怒り」の感情をコントロールできにくい生徒が多いので、アンガーマネジメントを実施した。感情、「怒り」の構造、自分自身の「怒り」の傾向、「怒り」のコントロールの方法、「怒り」の主張の仕方などについて伝えた。自分の「怒り」の感情に目を向けることで、自分自身を振り返るよい機会となった。

感情のコントロールが苦手な特性のある生徒については、授業後も、担任が声をかけるなどして繰り返し意識させるよう助言し、継続的にフォローすることができた。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果



岡山県では、平成19年度より、全中学校にスクールカウンセラーを配置しており、それ以降、不登校の出現率が減少している。また、平成24年度からは、各校の規模・実状に応じて傾斜配置を行っており、平成25年度からは不登校の出現率が全国平均を下回っている。

また、岡山県内スクールカウンセラー配置校を対象に実施した「スクールカウンセラー配置現況調査」(平成27年12月末現在)によると、不登校児童生徒をスクールカウンセラーにつなげたケースのうち、小学校では54%、中学校では61%の児童生徒に改善が見られたという結果が出た。不登校児童生徒への支援としてスクールカウンセラーを活用することは意義があると考えられる。

(2) 今後の課題

小学校において、スクールカウンセラーの配置を拡充してきており、臨床心理士の資格を有する人材の確保が依然厳しく、準ずる者が1/3を占める状況である。また、経験年数が3年以内のスクールカウンセラーも全体のうち1/3を占めている。

今後は、スクールカウンセラーの力量向上のために、研修の機会、スーパーバイザーによるスーパービジョンの充実が必要である。年々の拡充に向けて人材確保も課題である。

また、スクールカウンセラーを「チーム学校」の一員として位置づけ、児童生徒を効果的に支援していくためには、スクールカウンセラーとの連携を進めることが不可欠であるが、学校が主体となってその活用を考えていくという意識は十分とはいえない現状である。学校担当者への研修を通して、スクールカウンセラーとの連携の在り方を伝えていく必要がある。児童生徒の支援計画の検討では、学校はこれまでの指導の経過をふまえた見立てを、スクールカウンセラーは心理面からみた見立てを持ち、共に取り組む必要がある。また、諸問題への対処的な対応だけでなく、積極的な取組として学校全体の教育相談体制の向上を目指した「教員研修」と、問題行動の未然防止のための「児童生徒への心理教育プログラム」の実施を推進していく。

広島県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成27年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

暴力行為やいじめ、不登校をはじめとする生徒指導上の諸問題等の未然防止や早期発見、早期解決のために、公立の小学校、中学校、高等学校に児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーを配置し、教育相談体制の充実を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

県内の公立小学校、中学校、高等学校から公募し、小学校、中学校については各教育事務所及び支所の推薦内容等も併せて決定する。

中学校における配置回数は、各学校の状況に応じて年間19週、28週、35週とするなど傾斜配置としている。

（3）配置人数・資格・主な勤務形態

ア 配置人数 105名

イ 資格

（ア）公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定に係る臨床心理士

（イ）精神科医

（ウ）児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有し、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学の学長、副学長、学部長、教授、准教授、講師（常時勤務をする者に限る。）又は助教の職にある者又はあった者

（エ）大学院修士課程を修了した者であって、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について1年以上の経験を有する者

（オ）大学を卒業した者であって、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について5年以上の経験を有する者

（カ）医師であって、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について1年以上の経験を有する者

（ア）	90人
（イ）	0人
（ウ）	0人
（エ）	7人
（オ）	8人
（カ）	0人

ウ 勤務形態

<単独校方式>

校種	配置校数 (校)	勤務形態 (週/年間)	配置時間 (週当たりの時間)
小学校	50	15	4
中学校	168	19	6
		28	
		35	
高等学校	35	14	6

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

- ア 平成 27 年度スクールカウンセラー配置校の校長又は教頭（第 1 回）
- イ 平成 27 年度スクールカウンセラー配置校の生徒指導主事又は教育相談担当者（第 2 回）
- ウ 平成 27 年度広島県スクールカウンセラー（任意）
- エ 各市町教育委員会スクールカウンセラー担当者
- オ 各教育事務所及び西部教育事務所芸北支所の生徒指導担当指導主事

(2) 研修回数（頻度）

年間 2 回

(2) 研修内容

平成 27 年度スクールカウンセラー配置事業の趣旨を説明するとともに、スクールカウンセラーの役割や活用等についての協議・研修を行い、事業の充実を図る。

- ① スクールカウンセラー配置校がスクールカウンセラーを効果的に活用できるように、相談活動、連絡会議及び活用の工夫について情報交流を行った。
- ② スクールカウンセラーの活用状況及び効果的な活用事例等について、実践発表や情報交流を行った。

(4) 特に効果のあった研修内容

- ア スクールカウンセラーや配置校からの実践発表を通して、各学校におけるスクールカウンセラーの効果的な活用について、周知を図った。
- イ 本県の現状に即した協議題を設定し、小・中・高等学校の担当教諭及びスクールカウンセラーが合同で協議をすることにより、各校種ごとの効果的な取組を共有することができた。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置

設置していない（※平成 28 年度から設置）

(6) 課題

- ア 他職も兼ねているスクールカウンセラーが多いため、スクールカウンセラーの参加を任意としており、全員が参加できていない。そのため、情報や周知したい内容の共有が徹底しきれない状況がある。
- イ スクールカウンセラーが配置されている学校の管理職は必ず参加としているが、連絡協議会において伝えた内容がスクールカウンセラーへ十分に伝わっていないケースも見られた。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】生徒理解のための活用事例（⑩）

- 1 対象 3年生全員
- 2 事例 3年生全員がスクールカウンセラーとの個別面談を受け、スクールカウンセラーが把握した学習、進路及び人間関係等についての悩みや困難等の内容を担任と連携した。
- 3 成果 生徒の抱えている悩みや困難について、早い段階で解決に向けた指導・支援に繋げることができた。また、スクールカウンセラーによる校内研修において共有し、具体的な対応についての協議につなげることができた。

【事例2】不登校生徒の学級復帰のための活用事例（①）

- 1 対象 前年度不登校であった中学3年生の生徒（女子）
- 2 事例 3年の新学期、体調不良を訴えて保健室に来室した生徒を保護者に迎えに来てもらった際、昨年度後半の家庭での様子を聞いた。この内容を踏まえ、保護者にスクールカウンセラーへの相談を勧めた。相談後に適応指導教室につながることができ、適応指導教室に通えるようになった。保護者と生徒が定期的にカウンセリングを受けることで不登校になった要因を学校が把握でき、家庭と学校の両面から支援していくことができた。また、適応指導教室と連携しながら、部活の大会や体育大会・文化祭など、まずは行事を中心に学校復帰の目標を持たせるようにした。併せて、進路について担任を中心に話をしていくことで具体的な目標が持てるようになり、少しずつ学校に登校できる日数が増えてきた。スクールカウンセラー勤務日には学校に登校するよう促し、スクールカウンセラーと連携しながら学校復帰の計画を立てて取り組んだことで、卒業前には教室に入室できるようになった。
- 3 成果 カウンセリングをもとに、家庭、学校及び適応指導教室が連携を取り、役割分担を明確にして取組を進めるとともに、生徒の状況を見ながら段階的に取組を進めたことで、教室への復帰につなげることができた。

【事例3】教職員の資質向上のための活用事例及び児童生徒の対人関係能力向上のための活用事例（⑮）

- 1 対象 配置校の教職員
- 2 事例
 - （1）「学級集団アセスメント（hyper-QU）の活用」についての研修を実施した。
 - （2）「ソーシャルスキルトレーニング」についての研修を実施した。
 - （3）「生徒への効果的な声かけ」についての研修を実施した。
 - （4）「カウンセリングマインド」についての研修を実施した
- 3 成果
 - （1）QUの見方を確認するとともに、対応の必要がある生徒への具体的な取組についても共有することができ、教育相談に係る教職員のスキル向上を図ることができた。
 - （2）ソーシャルスキルトレーニングについて研修を行うことで、対人関係に不安を抱える生徒への対応について共通認識を持つことができた。
 - （3）「生徒理解」について知識・理解が深まるとともに、アンガーマネジメントに関する技能も習得することができた。
 - （4）児童への関わり方や指導の仕方についての助言を受け、児童理解を深めるためのノウハウを身につける研修とすることができた。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

- ア スクールカウンセラーは児童生徒に対する相談のほか、保護者及び教職員に対する相談、教職員等への研修、事件・事故等の緊急対応における被害児童生徒の心のケアを図る等、学校の教育相談体制の充実に向け、大きな役割を果たしている。
- イ 平成 27 年度の相談件数の合計は 31,562 件となっており、平成 26 年度 (31,467 件) より 95 件 (0.3%) 増加している。

(2) 今後の課題

- ア 配置校数及び配置時間等の拡充のためには、人材を確保することが必要である。
- イ スクールカウンセラーの資質・能力の向上を図るために、研修の充実を図る必要がある。
- ウ 配置校におけるスクールカウンセラーの効果的な活用のために、効果的な取組等を周知する場や機会を設定する等、研修の充実を図る必要がある。
- エ 平成 28 年度より、スーパーバイザーを設置している。スーパーバイザーを有効に活用し、上記ウ、エの充実につなげる。

山口県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成27年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

- 児童生徒の臨床心理に関して専門的知識や経験を有する専門家を配置することにより、不登校やいじめ・暴力行為などの問題行動等の「未然防止」「早期発見・早期対応」に係る学校の生徒指導・相談体制の充実を図ることがねらいである。
- 「教育の専門家」である教員と「心の専門家」であるスクールカウンセラー等が互いの立場を理解しつつ、相互に協力して問題行動等の解決及び健全育成を図っていくことが重要である。

（2）配置・採用計画上の工夫

- 配置
 - ・ 平成18年度から、計画的な配置のない未配置小学校を準対象校として位置付け、相談等の必要が生じた際には、訪問支援等により、校区内中学校のスクールカウンセラー等を派遣する体制を整備し、全ての公立小中学校でスクールカウンセラー等への相談が可能となっている。この体制整備により、すべての学校の「いじめ対策組織」にスクールカウンセラー等が参画できる体制となっている。
 - ・ スクールカウンセラー等配置小学校100校及び接続先中学校75校を小中連携推進校として指定し、同一のスクールカウンセラー等を配置することにより、教育相談担当とスクールカウンセラー等を中核とした、義務教育9年間の切れ目のない相談体制を構築している。
- 採用
 - ・ スクールカウンセラーの採用については、臨床心理士養成第1種指定大学院を有する大学及び、県臨床心理士会と連携し、有資格者の任用に努めている。

（3）配置人数・資格・主な勤務形態（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

○ 配置人数

小学校	：	100校	44人
中学校	：	154校	67人
中等教育学校	：	1校	1人
高等学校	：	58校	40人
特別支援学校	：	13校	11人

※延べ人数

○ 資格

（1）スクールカウンセラーについて

- ① 臨床心理士 68人
- ② 精神科医 0人
- ③ 大学教授等 0人

（※①②③の資格を重複して所持している人は、①の資格者として記載する。）

（2）スクールカウンセラーに準ずる者について

- ① 大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 … 3人
- ② 大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務につい

て、5年以上の経験を有する者 … 0人

③ 医師で心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について1年以上の経験を有する者 … 0人

○ 主な勤務形態について（配置時間等については、複数記載してもかまわない。）

小学校（月1回各4時間）

中学校（週1回各4時間）

高等学校（月2回各4時間）

特別支援学校（年10時間）

※ 本県においては、市町教委と連携し、市町の状況や各学校の規模・不登校や問題行動等の実情により、きめ細かな調整を行っている。上記は各校種における代表的な配置形態である。

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

○ 山口県臨床心理士会学校臨床部会所属会員

（2）研修回数（頻度）

○ 全体研修会：年2回

○ スクールカウンセラー等新人研修会：年1回

○ 地区研修会（7地区）：年3～10回

（3）研修内容

○ 全体研修会：ネット関連、いじめ関連、緊急支援関連、倫理関連、事例研究

○ 新人研修会：スクールカウンセラー等の基礎

○ 地区研修会：スクールカウンセラー等同士の情報交換、教育相談担当教諭との連絡協議会、各地区の状況に合わせた研修会（いじめ関連、非行関連、事例検討など）

（4）特に効果のあった研修内容

○ 全体研修会：ネット関連、いじめ関連、緊急支援関連、倫理関連、事例研究

○ 新人研修会：スクールカウンセラー等の基礎

○ 地区研修会：スクールカウンセラー等同士の情報交換

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○ S Vの設置

山口県臨床心理士会学校臨床部会より各地区にスーパーバイザーを設置している。

○ 活用方法

スーパーバイザー一覧を全スクールカウンセラー等に配布し、各スクールカウンセラー等が個別に連絡を取り指導助言を仰いでいる。

（6）課題

地区研修会をより充実したものにし、参加者の増加を図る必要がある。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】いじめ問題への活用事例（⑦家庭環境 ⑨心身の健康・保健）

摂食障害で通院服薬をしている高校3年男子生徒。欠席日数や別室登校が多く、卒業や進路に対して不安が大きい。父親は精神面で不安定であり、通院をしている。スクールカウンセラーによる本人へのカウンセリングを継続的に行うとともに、主治医と連携。主治医の助言をもとに、学校と今後の支援方針を協議した。

また、父親の不安定な状態が、本人に影響を与えていることから、SSWと連携した家庭支援を行い、父親の定期的な通院をサポートするとともに、スクールカウンセラーによる父親へのカウンセリングを実施した。

進路の見通しが立ち、本人が卒業に向けて意欲的に登校できるようになったため、定期的なカウンセリングを行いながら、見守りを続けた。父親には学校やSSWから定期的に連絡を取り、父親の状態を確認、必要に応じてSSWによる家庭支援を行った。

【事例2】家庭環境の問題への活用事例（⑬貧困対策 ⑭小中連携）

不登校傾向のある小学校高学年児童。母親は精神面で不安定。税金滞納、姉（中学校）妹（小低学年）も不登校傾向。

・SCによる支援の経過

小学校、中学校、市教委、SSWと連携し、本人たちが登校した際の学習や活動、別室対応等の準備を進め、学校での居場所づくりや学習面での支援体制を構築。それぞれの担任と本人たちへのアプローチ方法を協議し、担任を中心に登校刺激を与えた。両親には、SSWと市職員とで税金の返済計画を立てるとともに、精神面で不安定な母親にはSCによるカウンセリングを継続的に実施。

兄は終日の登校は難しいが、毎日登校できるようになった。本人は教室には入ることができないが、毎日別室登校できるようになり、妹は時折登校渋りがあるが、登校すれば教室に入ることができるまで改善した。

本人たちへのカウンセリングも継続的に開始し、状況はさらに好転しつつある。税金返済については、祖父母からの支援もあり返済を完了した。引き続き、各学校、SSW、市教委、市職員と連携を図り、本人たちへの支援、家庭への支援を行っている。

【事例3】ストレス対処法、人間関係づくりの活用事例（⑩教育プログラム）

中学1・2年生対象に教育プログラムを実施。ストレスの対処法と人間関係づくりについて、ストレスとの上手な付き合い方を知ることができるとし、スクールカウンセラーによる授業を実施。ストレスチェックシート記入、ストレスの定義の説明、ストレスの解消法についてのグループワークの流れで授業を展開した。

自分の心が客観的にとらえることができるようになる年齢の生徒に対し、適切な時期にスクールカウンセラーによる心の教育を実施し、生徒はストレスとの上手な付き合い方や、ストレスのコントロールすることの大切さを学ぶことができた。また、授業での交流により、生徒にとってスクールカウンセラーが身近な存在となり、生徒にとってカウンセリングを受けやすい環境となった。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

- 平成27年度実績
 - ・ 延べ相談件数 … 76,981件 実相談件数 … 31,090件
 - ・ 1回(4時間)当たりの平均相談件数 … 小・中学校 12.9件、高等学校 10.2件
 - ※ 相談室でのカウンセリングだけでなく、授業への参加や、休み時間・放課後のふれあい等、教育相談を幅広くとらえ、児童生徒の心の問題に迫っている。
 - ・ 解消率 40.6%・好転率 31.9%(合わせて 72.5% に好ましい結果が出ている。)
- スクールカウンセラー等のいじめ対応に係る実績
 - ・ いじめ相談件数： H25 775件 → H26 1,493件 → H27 1,289件
 - ・ 解消率+好転率： H25 78.7% → H26 81.4% → H27 83.6%
- スクールカウンセラー等との連携による成果
 - ・ 教員には話すことができない児童生徒にとって、悩みや不安等の相談の受け皿となった。
 - ・ カウンセリングを実施・継続することにより、生徒の状況が好転した。
 - ・ スクールカウンセラーとの情報交換会を実施し、専門的な立場から生徒への具体的な支援方法について助言を受けることができた。
 - ・ 発達障害のある生徒に対する生徒への対応について、スクールカウンセラーから専門的な助言を受けることができ、指導に反映することができた。
 - ・ 適切なアセスメントにより医療機関等の紹介等、関係機関との連携がスムーズに行え、生徒の抱える問題の解決につながった。
 - ・ 教職員が、カウンセラーとの関わりを通して、カウンセリングの有効性・必要性を認識することができ、早期から組織的に対応することができた。
 - ・ 不登校等学校不適応児童生徒を受け持つ担任等教員の負担を軽減することができた。
 - ・ 保護者に対しカウンセリングを行うことにより、保護者の養育不安の解消につながった。

(2) 今後の課題

非常勤職員としての不安定な雇用形態から、別に本職をもち、兼業しているスクールカウンセラー等が多いのが現状である。スクールカウンセラー等を主な職業にしている者も、結婚・出産、子どもの就学など生活上の変化が出てきた場合に、収入や社会保障の点から転職や離職する者が多い。

そのため、スクールカウンセラー等の年齢構成において30代後半から40代後半にかけての、いわゆる働き盛りの世代が少なくなっている。スクールカウンセラー等だけでなく、学校や児童生徒の支援に現在では必要不可欠な専門家の生活基盤が安定し、安心して学校教育活動に参加できる体制づくりが課題である。

徳島県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成27年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

いじめや不登校等児童生徒の問題行動の対応に当たって、公立小中学校及び県立学校にスクールカウンセラーを配置し、それらを活用する際の諸課題について調査研究を行い、もって教員の資質向上及び教育相談活動の充実を図るなど児童生徒の問題行動の解決に資することを目的とする。

調査研究の内容

- 1 児童生徒のいじめや暴力行為等の問題行動、不登校や高等学校中途退学等の学校不適応その他生徒指導上の諸課題に対する取組のあり方
- 2 児童生徒の問題行動を未然に防止し、その健全な育成を図るための活動のあり方

（2）配置・採用計画上の工夫

市町村教育委員会からの配置希望、各学校からの要望、学校規模、スクールカウンセラーの活用実績、児童生徒の問題行動等の件数等から総合的に判断し、配置校、年間相談時間（140・175・210・240時間）を決定している。

スクールカウンセラーを配置していない県立高等学校・特別支援学校については、県教委配置のスクールカウンセラーを要請により派遣できる体制を整備している。さらに、自然災害や重大な事件・事故の発生時に備え、緊急支援体制を構築している。

（3）配置人数・資格・主な勤務形態（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

中学校	:	66校
高等学校	:	1校
教育委員会等	:	1箇所

（1）スクールカウンセラーについて：

①臨床心理士 40人

（2）スクールカウンセラーに準ずる者について

①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 2人

単独校	1 高等学校	(週1日・1日5時間)
拠点校	66 中学校	(週1日・1日4時間、5時間、6時間、7時間)
対象校	182 小学校	
	19 中学校	
	3 高等学校	
	1 特別支援学校	
巡回校	39 高等学校	
	10 特別支援学校	

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

連絡協議会… 全スクールカウンセラー及び準ずる者

徳島県スクールカウンセラー委員会研修会… 全スクールカウンセラー及び準ずる者

※徳島県スクールカウンセラー委員会は徳島県臨床心理士会の下部組織であり当委員会主催研修会への参加もスクールカウンセラー任用の条件としている。

(2) 研修回数（頻度）

連絡協議会… 年2回開催

徳島県スクールカウンセラー委員会研修会… 隔月開催（宿泊研修含む）

(3) 研修内容

県教委からの事業の趣旨，スクールカウンセラーの効果的な活用方法等についての説明

スクールカウンセラー等と教職員との連携を深めるための大学教授等による講演

スーパーバイザーによる指導助言

スクールカウンセラーが対応したケースを基にした事例検討会 等

(4) 特に効果のあった研修内容

スクールカウンセラーが対応したケースを基にした事例検討会

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○S Vの設置 5人

○活用方法 スクールカウンセラーへの指導・援助

スクールカウンセラー委員会主催研修会の企画運営

緊急支援派遣体制のリーダー

スクールカウンセラーの選考委員

(6) 課題

発達障がい疑われる児童生徒に関する相談件数が年々増加している。福祉関連機関との連携を図った研修会を実施し、スキルアップを図る必要がある。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】暴力行為や非行・不良行為を繰り返す生徒への対応に際し、学校が関係機関やスクールカウンセラー等と連携協力し、問題解決に対応した事例（③⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪）

2年次に県外から転入。発達障がい疑いが有り、特別支援学級に在籍しているが、落ち着いて学習に取り組むことが困難。教室を抜け出して徘徊したり、交流学級の生徒と些細なことでけんかになったりするなど、トラブルが絶えない。また、指導に当たる教師に対しての暴言、暴力等もたびたび見られた。保護者は当初、学校に対し協力的な姿勢であったが、度重なる問題行動により、学校側の指導に問題があるとの立場を取るようになった。

生徒の問題行動の背景に、幼少期の虐待や、発達障がいと考えられることから、日常的にスクールカウンセラーが生徒や保護者に対してカウンセリングを行い、教職員との情報共有を図りながら連携して指導に当たっている。また、周囲の生徒や教職員との人間関係の構築が困難なことから、周囲の者へのカウンセリングを通して、よりより人間関係を築いていけるよう、スクールカウンセラーがしっかりとサポートしている。

また、本県では学校支援のための事業のひとつとして、県教育委員会と県警察本部少年サポートセンターを中心に、市町村教育委員会、所轄警察署、育成補導センター、児童相談所、市町村福祉部局、県青少年育成部局、少年鑑別所、保護観察所、スクールソーシャルワーカー等と連携し「阿波っ子スクールサポートチーム会議」を行っているが、本事例への対応においても、学校側から教員とともにスクールカウンセラーも参加し、様々な角度視点から児童生徒、家庭への支援の在り方や効果についてケース検討会を実施し、その後の効果的な指導に繋げることができた。

【事例2】小中連携のための活用事例（⑭）

本県においては、小中連携型配置を原則として、中学校を拠点校に、中学校区内の小学校を対象校としてスクールカウンセラーを配置し、小中の連携が進めやすいよう工夫をしている。対象校の小学校においては、スクールカウンセラーが定期的に訪問している学校と、要請に応じて訪問を行う学校があるが、どちらの方式においても、年々スクールカウンセラーの活用が増えている。また、中学校へ進学しても原則として同一のスクールカウンセラーに相談することができるため、児童、保護者も安心して相談を受けることができ、また、小中の教員間でも情報共有を行いやすい。

また、スクールカウンセラーが、個別の相談を受けるだけでなく、小学校の児童を対象に、心や発達をテーマにした講演会を実施したり、スクールカウンセラーの活動について紹介したりするなどして、スクールカウンセラーに相談しやすい環境を整える等の工夫も行っている。

【事例3】教育プログラムのための活用事例（⑯）

本県では自他の生命を尊重し、守り育てる児童生徒の育成を目指す「いのちと心のサポート事業」の一環として全ての公立学校を対象に「心の授業」を実施している。スクールカウンセラーを始め、大学教授（臨床心理士）、精神科医等を講師として学校へ派遣し、職員とともに講演等を行い、児童生徒の心の問題に対応している。

実践事例1（特別支援学校小学部）

児童一人一人が現在の気持ちを言語化したり、喜怒哀楽の場面を想定して発表したりすることを通して、人はいろいろな感情を持っていることを確認した。

- ・ いろいろすることもあるが、気持ちは自分の中で生まれた大事なものなので善悪はない。「殴る」という行動は悪いことであるが、「殴りたい」「殴りたいほど腹が立つ」という気持ちに善悪はない。
- ・ いろいろしたり腹が立ったりしたとき、原因や経緯を人に話しをすることで気持ちが整理でき、落ち

着くことができる。誰かに話しをしようと働きかけることが大切である。

- ・児童は親しみやすい語りかけで授業をする講師の話をよく聞き、安心して自分の気持ちを表出して表現できていた。
- ・児童は自分の気持ちを素直に話すことで、また、人に自分の気持ちを言葉で伝えることで、気持ちを落ち着け振り返りができることに気づくことができた。

実践事例2（中学校）

- ・お互いが気持ちよく過ごすためのコミュニケーションの取り方について、①心と体②人との距離の取り方③話の聴き方④自分の気持ちの伝え方の観点から講話
- ・伝えたい内容や場面を想定し、生徒や教師が実際にコミュニケーションを取り、全員で4つの観点から考えた。
- ・コミュニケーションに含まれる自分の仕草や表情、態度などを他者の観点から客観的に見つめることができた。このことによって、コミュニケーションの取り方への認識が高まり、他者とのよりよい関係を構築していく意欲につながった。

（それぞれ各校の「事業実施報告書」から抜粋

【4】成果と今後の課題

（1）スクールカウンセラー等活用事業の成果

児童生徒・保護者・教職員からの相談においては、不登校に関する相談が最も多くなっており、スクールカウンセラーも研修等を通じ不登校対応のスキルアップを図っている。その結果、本県における不登校児童生徒数（「問行調査」より）は平成22年度においては13.6人（千人当たり）であったが、平成26年度においては11.0人（千人当たり）まで減少しており、一定の効果が上がっていると分析している。

（2）今後の課題

「ひとり親家庭・多子世帯自立応援プロジェクト」において、平成31年度末までに全小中学校への配置目標が示されている。本県の配置状況は中学校への拠点校配置が80%、小学校はすべて対象校配置であり、今後全ての小中学校へ配置を拡充するためには人材確保が急務である。県内高等教育機関、臨床心理士会等との連携を強化し、また、雇用条件の改善に努め、有能な人材確保に努めたい。

香川県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成27年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

学校におけるいじめ等の問題行動等に対応するため、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー等を配置し、いじめ等の問題行動等の早期発見・早期対応や未然防止に資するとともに、教育相談体制の充実を図っている。

（2）配置計画上の工夫

中学校を拠点校として、公立の中学校区（すべての公立小・中学校）にスクールカウンセラー又はスクールカウンセラーに準ずる者（以下「SC」という。）を配置している。

すべての公立高等学校及び県立中学校、特別支援学校にSCを配置している。

全体の年間配置時間や日数等は、学校の児童生徒数及び不登校数等の状況に応じて県教育委員会が決定している。

- ・ 学校に同じSCを複数年継続配置し、学校の状況に対応できるようにしている。
- ・ 同一中学校区の小、中学校に同じSCが対応できるようにし、進学時の子どもや保護者の不安を軽減させるなど、小中連携が効果的に行えるようにしている。
- ・ いじめ防止対策推進法への対応も含めて、すべての小学校で必ずSCを活用できるよう、全体の配置時間を増やした。（平成26年度～）
- ・ 不登校の状況や学校の要望等をふまえて増配置を行っている。

（3）配置人数・資格・勤務形態（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

配置人数について

小学校 165校 中学校 68校 中等教育学校 0校 高等学校 32校
特別支援学校 8校 教育委員会等 0箇所

資格について

◆スクールカウンセラーについて

①臨床心理士 54人 ②精神科医 0人 ③大学教授等 1人

◆スクールカウンセラーに準ずる者について

①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 3人

②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 8人

③医師で心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について1年以上の経験を有する者 0人

勤務形態について

単独校 0中学校 0小学校 0高等学校 2特別支援学校（月1日・1回4時間）

拠点校 68中学校（週1日・1回4時間） 6高等学校（週1日・1回4時間）

6特別支援学校（月1日・1回4時間）

対象校 165小学校（月1日・1回4時間） 26高等学校（週1日・1回4時間）

0特別支援学校（月1日・1回4時間）

巡回校 0高等学校 0特別支援学校

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

毎年度、SC等の活用事業の実施要項を見直しており、年度当初の連絡協議会で周知している。

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

対象 a 公立小・中学校に派遣する S C、市町が雇用する S S W、教育委員会担当者

対象 b 県立高校・中学校に派遣する S C・S S W、県立学校の教頭・教育相談担当者・生徒指導担当者、教育委員会担当者

対象 c 特別支援学校に派遣する S C、特別支援学校の教頭・教育相談担当者・生徒指導主事

(2) 研修回数（頻度）

対象 a 年 2 回

対象 b 年 2 回

対象 c 年 2 回

(3) 研修内容

対象 a 第 1 回 S C・S S W 等連絡協議会

- ・ 講話「川崎市における事件の検証を踏まえた当面の対応方策について」
- ・ グループ協議 1 「不登校対応リーフレットの活用について」
- ・ グループ協議 2 「新たな不登校を生まない未然防止の取組について」

第 2 回 S C・S S W 等連絡協議会

- ・ 講演「学校を活かす～S C・S S W によるコンサルテーション～」
- ・ グループ協議「コンサルテーションの演習」

対象 b・c 第 1 回教育相談連絡協議会

- ・ 講演「ネット社会と学校教育の諸課題」
- ・ 事業説明

第 2 回教育相談連絡協議会

- ・ 講演「特別な支援を要する生徒に対して校内でのチーム援助について」
- ・ グループ協議「チーム学校の構築を目指して」
- ・ ケース検討会

(4) 特に効果のあった研修内容

- S S W と S C による新たな不登校を生まない未然防止の取組についてのグループ協議
- 講演内容を受けての S C、S S W によるコンサルテーションについてのグループ協議
- チーム学校の構築についてのグループ協議

(5) スーパーバイザー（S V）の設置の有無と活用方法

- S V の設置 なし
- 活用方法

(6) 課題

- S C と S S W のそれぞれの特性を生かした役割分担、連携をとり、より効果的な活用ができるよう、研修会等での事例検討会が必要である。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】懲戒指導を受けた生徒への支援事例（⑥）

問題行動のあった生徒に、懲戒指導等だけでなく、その後の学校生活に円滑に復帰できるよう、スクールカウンセラーとの面談を実施している。生徒の問題行動の背景として、発達障害が関係していると思われる事例や、家庭内の問題等が関係しているケースが多くみられる。日頃気になる生徒であっても、カウンセラーとの面談を希望しない者が多く、問題行動の指導の一環として機会を設けることで、効果的な活用が図れている。衝動的な言動の生徒との面談後には、本人に合わせたアドバイスだけでなく、担任や教科担当の生徒との接し方についてのポイントも丁寧にご説明していただき、その後の指導に活かしている。また、指導を受けてつらい気持ちを家族や友人に相談できないケースでは、定期的にカウンセラーに話を聞いてもらうことで、落ち着いて学校生活に復帰することができた。また、友人とのトラブルのケースでは、厳しい指導で反省を促すだけで逆恨みのような状態になることを防ぐため、利害関係のないカウンセラーとの面談を実施し、よりよい人間関係の形成を促す機会としている。

【事例2】中1不登校の未然防止のための活用事例（⑭小中連携）

- 中学校進学への不安を解消するために、6年生に個別の教育相談を行った。事前アンケートを実施し、学校に対する気持ちや中学校生活に対する質問を記入することにより、事後の全体指導につなげた。また、不安が強い児童の把握もできたため、小中連携に役立った。
- 同町の小・中学校に、同じスクールカウンセラーを配置しているので、小学校時の様子や対応を理解した上で、継続した支援ができた。特に、発達障害についての相談については、保護者と継続した相談活動が行え、保護者・生徒の心の安定につながった。
- 6年生の児童について、スクールカウンセラーによるエンカウンターを実施することで、仲間と協力することを学習した。また、スクールカウンセラーとの顔つなぎができ、中学校へ進学しても相談できる体制をつくることができた。

【事例3】教員の資質向上のための活用事例（⑮校内研修）

- 校内研修において、スクールカウンセラーによる、よりよい人間関係を築くためのソーシャルスキルトレーニングについての実践的な研修を行うことで、日常の授業に生かすことができた。
- 校内を巡視し、授業や休み時間の生徒の様子を観察し、気になる生徒や授業の雰囲気について教職員と情報を交換し、生徒理解に努めた。
- 毎月「スクールカウンセラーだより」と「ほけんだより」に来校日を掲載することで、気になった保護者から面談の申込があり、保護者と相談する機会を設けることができた。校内巡視をして気になった児童について担任と情報交換をし、その児童に合うかわり方を助言することができた。
- 校内研修でハイパーQ Uの分析と説明をスクールカウンセラーが行うことで、職員間で生徒理解に努めることができた。
- 校内研修で事例検討会を実施した。よくある事例をもとに、グループで話し合いをもつことによって、対応の仕方について共通理解を深めることができた。
- 不登校対策委員会にスクールカウンセラーが毎回参加し、教員の気づかない生徒の心情や過去の状況などについて助言し、それを指導に生かすことができた。
- 週1回開催しているステップアップ委員会で、気になる生徒や支援の必要な生徒への対応について、専門的な立場から指導・助言をすることができた。また、スクールカウンセラーと保護者との相談活動の情報を共有することで、生徒をより理解し、適切な支援をすることができた。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

- 平成27年度のSCの相談実績は、小・中学校の合計相談者数がのべ20,897人（SC一人当たり約320人）であり、児童生徒や保護者及び教員に対して効果的にカウンセリングが行われている。
- 小・中学校における不登校児童生徒数の減少や横ばい状況に、SCの有効な相談活動や不登校の未然防止の取組の充実があったのではないかと考えている。

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26
香川・公立小学校不登校者(%)	0.23	0.23	0.23	0.25	0.26	0.25

（平成26年度の小学校の不登校児童数は、平成19年度のピークから29.4%減）

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26
香川・公立中学校不登校者(%)	3.26	3.22	3.25	2.85	2.88	2.85

（平成26年度の中学校の不登校生徒数は、平成23年度のピークから11.9%減）

- 平成21年度以降、公立高校の中途退学者や不登校生徒が減少している要因の一つに、SC、SSWの有効な活用や相談活動の充実があったのではないかと考えている。

	H21	H22	H23	H24	H25
中途退学者(%)	1.0	0.7	0.7	0.6	0.7
不登校生徒(%)	1.2	1.0	1.2	1.0	0.8

- 特別支援学校においては、生徒への面談後には、どの学校においても必ず学級担任との面談の時間を設定し、学級担任へのコンサルテーションを実施することで学級担任は本人の内面を把握することができ、タイミングよく支援方法を改善することができている。また、SCを講師とした教員のための研修会を実施し、教師の資質向上を図ることができる適切なアドバイスを具体的な事例をもとに得ることができた。

(2) 今後の課題

- 中学校で不登校が急増する現状に対して小・中学校の9年間を見通した未然防止の取組を引き続き充実させる必要がある。
- 教育相談体制の充実が一層図られるよう、平成28年度から、SCとSSWに教育相談担当教員を加えた連絡協議会を設定しているところである。この会を通して、SCとSSWの特性の相互理解を進めるとともに、チーム学校の実現に努めて参りたい。
- 特別支援学校の場合、児童生徒自身が自分の気持ちを言語化することが難しいこともあり、保護者、担任からの本人に関する情報が必要になる。そうすると面談の時間や回数が必然的に多く必要となる。そのため今後は、限られた時間内で、スクールカウンセラー、担任、養護教諭等の校内の相談支援体制を工夫していく必要がある。

愛媛県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成27年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

市町が設置する小学校及び中学校に、児童生徒の臨床心理に関して高度な専門的知識及び経験を有する者をスクールカウンセラー等（スクールカウンセラー又はスクールカウンセラーに準ずる者）として配置又は派遣することにより、教育相談体制の充実を図る。

（2）配置計画上の工夫

愛媛県では、中学校区程度の地域を単位とし、その地域にある中学校を拠点校としてスクールカウンセラー等を配置している。そして、拠点校から近隣の小学校にスクールカウンセラーを派遣している。

スクールカウンセラー等が配置されていない小学校及び中学校に対しては、市町教育委員会からの要請を受け、県内に配置しているスクールカウンセラーを年間48日分派遣できるようにしている。

（3）配置人数・資格・勤務形態

※配置人数

小学校 : 196校

中学校 : 87校

※資格

1 スクールカウンセラーについて

臨床心理士 31人

2 スクールカウンセラーに準ずる者について

① 大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 1人

② 大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 17人

3 勤務形態

拠点校 87中学校

対象校 196小学校

（年39日・1回4時間）

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

県内のスクールカウンセラー及び準スクールカウンセラー

(2) 研修回数（頻度）

年1回

(3) 研修内容

- ・ 学校の実態に応じたカウンセリングやコンサルテーションの在り方
- ・ 事業内容の周知と情報交換

(4) 特に効果のあった研修内容

- ・ スクールカウンセラー同士の情報交換

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置

有

○活用方法

準スクールカウンセラーに対する指導、困難な事例、状況に対する指導・支援、児童生徒のカウンセリング等に関し必要と認められる指導・支援

(6) 課題

予算に限りがあるため、スーパーバイザーを年間10日間分（1回4時間）しか派遣できない。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】児童虐待解決のための活用事例（④）

伸びた背丈に合わない小さめの制服を着用し、抑制のきいた遠慮がちな態度を取る中2男子より、スクールカウンセラーに面接希望があった。内容は家庭内のこと。父が再婚し、継母と折り合いが悪く、妹（小学生と2歳）、弟（1歳）の世話や家事を厳しく命じられているという内容であった。濡れたままのシャツで登校したり、足に合わないボロボロのシューズを着用したりと、ネグレクトが強く疑われる状況であったため、スクールカウンセラーから小学校及び児童相談所へ連携協力するよう依頼した。その後、児童相談所や小中学校とが連携してかわり、少しずつ状況は好転している。

【事例2】小中連携のための活用事例（⑭）

愛媛県では、拠点校となる中学校に配置したスクールカウンセラーを、対象校となる近隣の小学校へも派遣している。

一人のスクールカウンセラーが同じ地域の児童生徒に関わることによって、小中間の情報共有が促進されるだけでなく、校種を超えて継続して関わることで、スクールカウンセラーが地域に信頼されるなど、保護者が安心して相談できる環境が整っている。

【事例3】校内研修のための活用事例（⑮）

不登校対策として、スクールカウンセラーと養護教諭が別室登校の支援を行った。1年目は、別室登校していた生徒が、学級の生徒との給食交流などをきっかけに、教室復帰するという成果が現れたが、スクールカウンセラーと養護教諭だけでは、別室登校支援の運営に限界があるという課題も発生した。そこで、2年目は校内で不登校対策チーム会議を立ち上げ、新たな体制づくりを行った。スクールカウンセラーの活動を教職員や保護者に周知したり、研修会を行ったりすることで、学校内にスクールカウンセラーの活動が浸透し、別室登校への支援が充実した。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

平成26年度は11,460件であった相談件数が、平成27年度は17,682件に増加した。これは、本事業が広く認知され、児童生徒や保護者がスクールカウンセラー等に対して気軽に相談できるようになってきたためであると推測される。相談件数が増えることは問題の未然防止、早期発見につながると考えられる。

本事業に対する事業評価

- ・スクールカウンセラー等を配置した拠点校数
- ・スクールカウンセラー等の人数
- ・拠点校、対象校を合わせた全体の配置校数
- ・拠点校1校の、1日当たりの相談件数

(2) 今後の課題

未配置校の相談活動は、他の相談事業でカバーしているものの、大きな問題が発生した場合、臨床心理士の資格をもつスクールカウンセラーを短期間に複数派遣する必要がある。その場合の人員確保が課題である。

高知県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成27年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

市町村（学校組合）立の小・中学校及び県立中・高等学校、特別支援学校において、児童生徒、保護者及び教員の様々な不安・悩み・ストレスに関するカウンセリング及び助言・援助を行うため。

（2）配置・採用計画上の工夫

本県における配置計画については、以下の点を重点目標として配置を行っている。

- ① 未配置校への配置を積極的に行う事で、高知県全域の相談活動の充実をはかる。
- ② 大規模校や生徒指導上の課題のある学校について重点的に拠点校配置や小中連携配置を行う事で、多くの相談希望に応え、教育相談の充実をはかる。
- ③ スクールカウンセラーへの相談希望が多いにも関わらず、配置の組み合わせが3校のため、訪問間隔が空き、面談時間が十分に取れない学校において、2校配置を積極的に推進し、相談活動の充実をはかる。また、未配置校については、要請に応じて、同一校区の中学校へ派遣されたスクールカウンセラーが、配置中学校においてカウンセリング援助を行うことができる体制を整えている。

（3）配置人数・資格・主な勤務形態（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

※ 配置人数の記入について

小学校	135校
中学校	107校
高等学校	10校
特別支援学校	3校

※ 資格について

（1）スクールカウンセラーについて

- ① 臨床心理士 34人 ② 精神科医 0人 ③ 大学教授等 1人

（2）スクールカウンセラーに準ずる者について

- ① 大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 19人
- ② 大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 11人

※ 主な勤務形態について

○ 単独校配置

23中学校	(週1日・1回6時間)
10高等学校	(週1日・1回4時間) もしくは (週1日・1回6時間)
3特別支援学校	(週1日・1回4時間) もしくは (週1日・1回6時間)

○ 拠点校配置	80 中学校 23 小学校	}	(週1日・1回3時間) もしくは (週1日・1回4時間)
○ 対象校配置	4 中学校 112 小学校		
○ 巡回配置校	0 校		

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

スクールカウンセラー、スクールカウンセラーに準ずる者、臨床心理士、教職員等（教職員等については、午前講演のみの参加）

(2) 研修回数（頻度）

年間6回

(3) 研修内容

回	内容	講演内容	講師
1		学校カウンセリング	高知医療センター こころのサポートセンター 山路 由夏 松下 亜由美
2	(午前) 講演	ピア・サポート活動の現況と方向性	日本ピア・サポート学会理事 太平洋学園高等学校 小川 康弘
3	(午後) 事例検討会	子ども虐待・育児困難の親の心理と支援の在り方	鳴門教育大学大学院 中津 郁子
4		トラウマを抱えた子どもたちや教師の支援	兵庫教育大学大学院 富永 良喜
5		学級風土と心理教育	高知大学 金山 元春
6		新しいメディアと子どもたち	鳴門教育大学大学院 小倉 正義

(4) 特に効果のあった研修内容

第4回スクールカウンセラー等研修講座では、兵庫教育大学大学院の富永良喜氏より「トラウマを抱えた子どもたちや教師の支援」について講演を頂くと共に、午後には、事例検討会を実施し、対応についてのグループ協議を行い、意見交換することで考察を深めた。

研修講座のアンケートでは、「新しい発見や気づきがあったか」の問いに、「大変参考になった」89.5%、「参考になった」10.5%という結果であった。感想内容には、「トラウマやトラウマケアについてきめ細かく教えていただき、これからの対応にしっかりいかしていきたいと思った。児童生徒、そして先生方へのストレスマネジメントは重要な事なので、さらに研修していきたい」等、これからの学校での実践に意欲的に取り組もうとする感想が多くあった。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○ SVの設置

4名設置している。

○ 活用方法

- ① スクールカウンセラー等の配置校での指導・助言
- ② 県教委が設置した相談室でのスクールカウンセラー等への指導・助言
- ③ 採用1年目・2年目のカウンセラー等への研修
- ④ 緊急支援（児童生徒の生命にかかわる事件・事故等、緊急かつ重大な事案が発生した学校の児童生徒、保護者、教職員への支援）

(6) 課題

本県が採用しているスクールカウンセラーは、若年者が多いため、スクールカウンセラーの専門性を高める事が喫緊の課題となっている。そのためにも、スクールカウンセラー等研修講座で研修する内容が、スクールカウンセラー等の力量に見合い、その力量を伸ばすような研修内容となるよう、計画を立てる事が必要である。

また、スーパーバイザーを活用し、採用1年目、2年目等のカウンセラーに対し、配置校での指導・助言等の研修をより強化する事で、スクールカウンセラーの資質向上をはかる事が必要であるが、スーパーバイザーの人材も不足しているため、十分な力量形成を行う事ができておらず、この点についても本県の課題であると考えます。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】緊急時における学校や生徒支援のための活用事例（④ ⑦）

警察への通報により、中学校男子生徒が父親から暴力を受けた事が発覚した。警察は、被害生徒の状況や聞き取った内容から、児童相談所に連絡し、一時保護となった。

この件を受け、学校は、当該学校に配置しているスクールカウンセラーと県から派遣されたスーパーバイザーと共に、本件についての状況把握と被害生徒への今後の対応方針等について協議を行なった。その際、被害生徒が所属する学級の生徒をはじめ、多くの生徒が本件について知り、被害生徒と同じ境遇にある生徒への影響が予想された。そのため、これらの生徒への心理的な支援についても助言を行った。事案発生当日は、スクールカウンセラーが常駐し、授業中や休み時間の生徒の様子について、巡回し、観察を行った。

また、本事件が発生した時期は、家庭訪問が実施される時期と重なっていた。この事から、家庭訪問に行く際、家庭から本件について質問を受ける可能性があったため、家庭訪問に行く際の教師の対応を統一する等、留意事項についても助言を行った。

その後、被害生徒は、家庭での養育が困難と判断され、児童養護施設へ移送されたため、当該生徒への直接の支援は行う事ができなくなったが、スクールカウンセラーは、以前から被害生徒について福祉機関とも情報共有を行っており、交友関係も把握できていたため、それらの情報を基に、特に親しい友人に注意を払いながら、様子を見守った。

【事例2】不登校生徒への心的支援のための活用事例（⑭）

中学校受験の際、希望の進学先へ入学できず、別の学校へ進学したものの、入学後まもなく不登校になった。その後、転校し、新しい学校で登校を試みたものの、再び不登校になり、教育支援センターへの通所もできなくなり、精神的に不安定な状態に陥った。

このため、学校、教育支援センター、福祉機関、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーが集まり、支援会を開き、当該生徒のこれまでの経過と現状について確認をすると共に、支援内容について協議を行った。その際、スクールカウンセラーは、同じ中学校区の小学校にも配置されていたため、小学校で関わりのあった教員から小学校時の生徒の様子について情報収集を行い、支援会で情報提供を行ったり、その情報を基に家庭訪問での心理的支援に生かしたりするなどした。また、家庭訪問の際の当該生徒の様子や、現状の見立てについては、学校や教育支援センターと共有する事で、同一の見立てのもと、連携した支援を行う役割を果たした。

その結果、当該生徒は、今後の進路についてスクールカウンセラーに相談を始める等、将来に向けて意欲を持ち始めた。

【事例3】発達障害を持つ児童生徒理解のための活用事例（⑮）

教員を対象に、ADHDや自閉症スペクトラム等の発達障害に対する理解について校内研修を実施した。内容は、幾つかの音楽を同時に鳴らし、周りが騒がしい状況を教師自らが体験する事で、発達障害を持つ児童生徒が、教室等で感じている辛さを理解してもらう等のワークであった。障害への理解を深めると共に、この事が支援について考えるきっかけとなった。

研修後の支援会においては、担任から、発達障害を持つ児童生徒の特性を配慮した具体的な支援策が提案されるなど、スクールカウンセラーが実施した研修で体験をいかした支援が実施されるようになった。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールカウンセラー等活用事業の成果

SCの配置率について、中学校は24年度（71.3%）→25年度（84.4%）→26年度（99.0%）→27年度（100%）と向上してきた。また、小学校においても、24年度（39.3%）→25年度（50.7%）→26年度（57.7%）→27年度（68.9%）と増加している。また、配置率の増加に伴い、24年度は、26,650件だった相談件数が、27年度は、58,490件と増加しており、各学校におけるスクールカウンセラーの活用が高まっている。特に、学業・進路（7,982件）、友人関係（6,529件）、不登校（4,347件）についての相談が多く、これらの課題に対する改善に向けてスクールカウンセラーが尽力している。

（2）今後の課題

本県の課題として、以下の3点が挙げられる。

1点目は、専門性の高いスクールカウンセラー等やスーパーバイザーの人材確保についてである。本県は、臨床心理士養成大学がなく、全国で一番臨床心理士の数が少ない。この事も人材確保を困難にしている。

2点目は、【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制についての課題で記した通り、本県が採用しているスクールカウンセラー等には、若年者が多いため、スクールカウンセラー等の専門性を高める研修の機会や場を充実させる必要がある。

そして3点目として、スクールカウンセラー等をより効果的に活用するために、スクールカウンセラー等と教職員との協働体制について更に強化する必要がある。これについては、スクールカウンセラー等の勤務時間の短さや配置日数の少なさといった配置環境に加え、各学校の支援体制や組織体制等の弱さも大きく影響していると考えられる。よって、これらについても研修会等で改善を図る必要がある。

福岡県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成27年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

児童生徒の臨床心理に関して、高度に専門的な知識・経験を有する者等を、スクールカウンセラーとして中学校を中心に配置し、それらを活用して学校における教育相談機能を高めるための調査研究を行い、もって不登校やいじめ等の生徒指導上の諸問題の解決を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

平成13年度から新たに活用事業として、臨床心理士等の「心の専門家」を県の非常勤職員として任用し、中学校へ配置している。また、平成17年度から、拠点校方式の活用によりSC等を県内すべての公立中学校に配置している。

（3）配置人数・資格・主な勤務形態（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

ア 配置人数

中学校：205校

中等教育学校：1校

県立中学校：4校

高等学校：31校

特別支援学校：20校

イ 資格

（ア）SCについて

① 臨床心理士 145人

② 精神科医 0人

③ 大学教授等 1人

（イ）SCに準ずる者について

① 大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 1人

② 大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 5人

③ 医師で心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について1年以上の経験を有する者 0人

ウ 主な勤務形態

（ア）単独校 42中学校（週1日・1回8時間）

2高等学校（週1回・1回8時間）

（イ）拠点校 167中学校（週1日・1回4時間）

29高等学校（年間10回・1回8時間）

20特別支援学校（うち4校拠点校、16校対象校）（年間10回・1回4時間）

（ウ）5日制SCSV 中学校 6校（週5日・1回4時間）

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

県内に配置されているSC

(2) 研修回数(頻度)

- ア 年に1回程度SC連絡協議会を実施。
- イ 福岡県臨床心理士会が月1回程度の自主研修を実施。

(3) 研修内容

- ア SCによる実践報告及び情報交換

(4) 特に効果のあった研修内容

- ア 一次、二次、三次の教育心理的援助の実践について
一次援助は全生徒が対象、二次援助は気になる生徒が対象、三次は問題を抱えている生徒が対象である。
具体的には、SC通信の発行、SCによるアサーショントレーニング等の取組を実施した。
- イ 不登校傾向の生徒及び保護者への教師の対応について
SCのコンサルテーションにより、教職員が自信を持って生徒に対応することができ、保護者の心の安定につながった。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- ア SVの設置の有無
有(県内6教育事務所に各1名、合計6名配置、週1回4時間)。
- イ 活用方法
 - (ア) 教育事務所管内のSCへの指導助言
 - (イ) 教育事務所管内の小、中学校及び特別支援学校の小、中学部で突発的に発生した不慮の事故、事件において、サポートチームの一員として児童生徒等の心のケアを中心とした指導助言
 - (ウ) その他、教育委事務所管内の各種相談事業に対する指導助言

(6) 課題

- ア SCの資質向上を図る研修会等の回数増加。
- イ SC・SVによる経験年数が浅いSC等への積極的な指導助言。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】 不登校生徒への関わりから保護者との関係を深めると共に関係機関と生徒・保護者をつなぐための活用事例(①不登校、⑦家庭環境)

(1) 対応ケースの概要

小6から不登校となり、中学入学後も不登校。家庭では母親に対する暴力等があり、母親も娘の対応に苦慮していた。そのような状況を受け、担任、養護教諭、SC、別室登校の生徒の関わりにより、週1回の定期的な母子との面談、その後徐々に別室登校できるようになった。

(2) 取組経過

中学校1年の5月に母親から娘の不登校、暴力についてSCに相談があり、週1回母子面談を約束した。教育支援センターへの通級を試みたがうまくいかなかった。週1回の面談を継続する中で、娘の好きなお菓子作りをきっかけに、保健室等に別室登校をしている生徒とつながり、表情が柔らかくなった。

中2に進級後、新しい担任、養護教諭、SCのきめ細やかな対応により短時間ではあるが毎日別室登校できるようになった。秋の修学旅行にも参加できた。徐々に自分の感情をコントロールできるようになった。

(3) 効果的だったと思われる支援のポイント

母子同時にカウンセリングを実施したこと。

ＳＣによる教師（担任や養護教諭）へのコンサルテーションを実施したこと。

（４） 成果と課題

ア 成果

（ア） 母子同時のカウンセリングにより、母子がお互いの考え方の違いに気づき、改善に向けた取組のきっかけを見つけることができた。

（イ） ＳＣによる教師へのコンサルテーションが、教師の母子に対するきめ細やかな対応につながり、不登校の解消につながった。

イ 課題

（ア） 本事例と同様の悩みを抱える家庭が多く、支援を要する全対象家庭への対応が追いつかない。

（イ） ＳＣによる教職員へのコンサルテーションを更に進めることで、組織的な教育相談機能を高めたい。

【事例２】 小学校の学級支援にＳＣを活用した事例（⑭小中連携）

（１） 対応ケースの概要

担任の指示に従わない小６男児が在籍する小学校へ、次年度中学校への入学を見据え中学校からＳＣを派遣した。小学校において、ＳＣによる行動観察、掲示物等の学級環境確認、ケース会議を実施した。

学級全体への指導内容確認、当該児童への個別の支援内容確認を行い、取組を継続した結果、徐々に当該児童の問題行動が減少した。

（２） 取組経過

ＳＣが行動観察や教室環境確認後、積極的に不適切な発言をする児童、追従する児童、傍観する児童、介入する児童に分けて分析し、ケース会議において学級全体への指導方針及び個別の児童への指導方針を提示した。

学級全体でルールと目標を提示し、ルールを守れない場合は懲戒の範囲内でペナルティを与え、目標達成時は報酬設定、肯定評価を行った。当該児童に対しては、適切な言動ができた際は褒め、認める声掛けを心掛けるようにした。

学級では徐々に授業態度の改善が図られ、学級の雰囲気よくなった。また、児童たちの自発的な言動が増え、学級で起きた問題を話し合いで解決できるようになった。また、当該児童に対する個別指導においても、ＳＣと担任は常に話を重ねた結果、担任は当該児童へ寄り添った指導ができるようになり、当該児童への指導が減少した。

（３） 効果的だったと思われる支援のポイント

中学校が小学校からのＳＣ派遣要請に対して迅速に対応したこと。

ＳＣによる見立てを基にケース会議を実施したこと。

学級全体への指導方針と個別の指導方針をそれぞれ立てたこと。

ＳＣと担任が密に連携したこと。

（４） 成果と課題

ア 成果

（ア） 小学校の学級支援に中学校のＳＣを派遣して活用したことで、児童の授業態度の改善、組織的な生徒指導体制の強化を図ることができた。

（イ） 個別の支援が必要な児童の実態や学級の雰囲気を把握することができ、次年度の中学校進学時の対応に生かすことができた。

イ 課題

（ア） 中学校区内に複数の小学校があり、支援を要するすべてのケースにＳＣ派遣が不可能である。その

ため、派遣で得られた知見を各小学校における生徒指導体制に反映させて蓄積していくことが必要である。

- (イ) 生徒指導における小中連携を円滑に進めるために、小中学校間の校則等をすり合せ、連続性のあるものに改善する必要がある。

【事例3】 教職員のストレスマネジメントのための活用事例（⑬校内研修）

(1) 研修テーマ

ストレスマネジメント～タッピングタッチを体験しよう～

(2) 研修目的

教室でできる心理教育的アプローチを紹介する。

(3) 研修内容

ア SCから心の教育の意義、効果等について説明

イ ストレスマネジメントについての考え方や生徒間の人間関係づくりに効果的なタッピングを紹介

ウ 中学生時期特有のコミュニケーション不足によるトラブル事例紹介

エ タッピング体験

2人組で行い、触れられた者は相手から感じる優しさや思いやりを体験し、触れる方も相手からの温かさ等を感じ、お互いがリラックスした関係を体験した。

(4) 成果と課題

ア 成果

生徒への実施前に教師が体験しタッピングの効果を理解した上で授業を実施したため、教師が積極的に指導することができた。

イ 課題

今後もSCによる教師が日常的に教室で実施できる心理教育的なアプローチを提案したい。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

ア 相談件数（27年度）※政令市を除く

総相談件数は52,266件（前年度比5,141件増加）で、1校当たり平均255.0件であった。

イ 相談者の内訳（図1参照）

子どもからの相談が約3割、教員からの相談が約5割を占め、校内でのスクールカウンセラーの活用が定着してきている。さらに、保護者からの相談も約1割であり、学校においてスクールカウンセラーは定着している。

また、小学校への派遣件数は、5,672件であり全体の10.9%となっている。

ウ 相談内容の内訳（図2参照）

不登校17,365件（33.2%）、家庭の問題5,641件（10.8%）友人関係5,377件（10.3%）、教員の指導1,004件（1.9%）、いじめ473件（0.9%）

相談内容の約3割は「不登校」に関する内容であり、不登校対応としてのスクールカウンセラーの重要性を示している。

「その他」については、学級、部活動における人間関係、発達障害傾向の生徒への対応、場面緘黙、言葉の発達の遅れ、登校しぶり、保健室登校、別室登校の生徒への対応や指導方針、ネグレクト、DV、予期不安やリストカット、心理検査等が挙げられており、相談内容が多岐にわたっており、SCの専門性が

学校内で活かされていることがわかる。

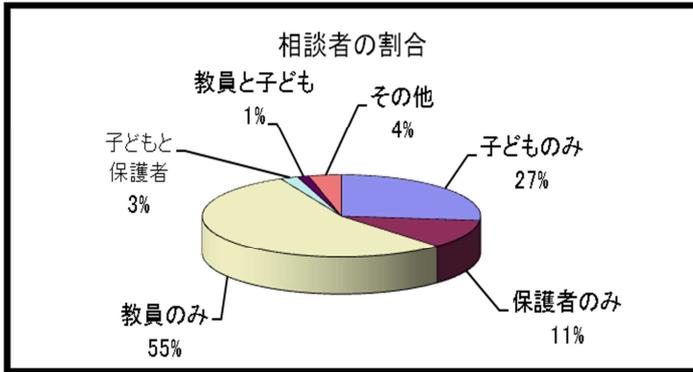


図1 <相談者の内訳>

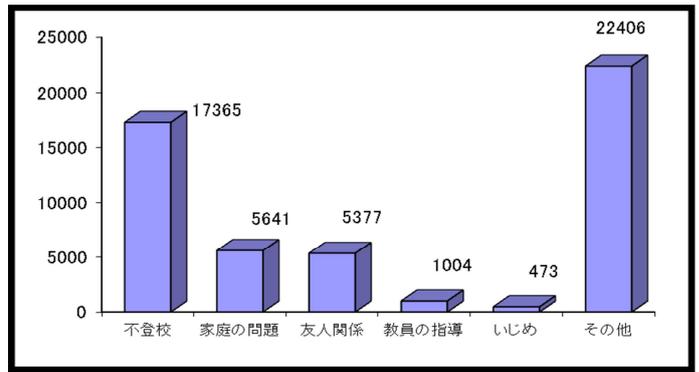


図2 <相談内容の内訳>

(2) 今後の課題

- ア SCの組織的な活用に関する理解を深める必要がある。(教育相談活動の中心は教師であり、SCまかせにしないこと。)
- イ SC活用事業に対する関係諸機関の共通理解を十分に図る必要がある。
- ウ 教員に対する情報提供とSCの守秘義務との兼ね合いについては、方針を明確にしての情報の共有が大切である。
- エ 自主的に来室しない子どもへの対応の工夫が必要である。
- オ SC活用について、小学校への周知を徹底する。

佐賀県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成27年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

いじめや不登校等、生徒指導上の諸問題への対応は、学校において重要な課題である。このため、生徒の臨床心理に関して高度な専門的知識・経験を有する「スクールカウンセラー」を県内公立の中学校に派遣し、もって学校におけるカウンセリング機能の充実を図る。

（2）配置計画上の工夫

すべての公立中学校に、スクールカウンセラーを配置している。特に、不登校生徒が多い学校には、配置時間数を増やす重点配置をしている。

（3）配置人数・資格・勤務形態（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

※配置人数

小学校	:	0校
中学校	:	91校
中等教育学校	:	0校
高等学校	:	0校
特別支援学校	:	0校
教育委員会等	:	1箇所

※資格

○スクールカウンセラーについて

- ①臨床心理士 45人
- ②精神科医 0人
- ③大学教授等 0人

○スクールカウンセラーに準ずる者について

- ①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 0人
- ②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 2人
- ③医師で心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について1年以上の経験を有する者 0人

※勤務形態

単独校	91中学校	(週2日・1回4時間) もしくは (週1回・1回8時間)
	0小学校	
	0高等学校	
	0特別支援学校	
拠点校	0中学校	
対象校	0小学校	
巡回校	0高等学校	
	1教育委員会に配置	

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

- (1) 研修対象 平成27年度までは県教育委員会主催で研修は行っていない。
- (2) 研修回数（頻度） ー
- (3) 研修内容 ー
- (4) 特に効果のあった研修内容 ー
- (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 無

○活用方法 ー

(6) 課題

従前の佐賀県臨床心理士会と連携した取組に加え、平成28年度から県教育委員会主催での研修を実施しており、研修会ではスクールカウンセラーが教育現場において、専門性を十分に発揮し、児童生徒が抱える問題の改善・解決に資するよう、相談業務を遂行する上での課題や留意点についてそれぞれの経験に基づき協議・情報交換を行うことで、様々なケースに対応できる能力や資質の向上を図った。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】進路選択の時期となり精神的に不安定になった生徒や保護者のための活用事例（⑩）

中学3年生。3年生になり、高校進学を意識し始めるようになると、進学についての悩みと不安で精神的に不安定になった。母親も本人の進路のことで悩み精神的に不安定になった。学校からSCによるカウンセリングを受けるよう勧めた。母親がSCとの面談を行い、本人への支援は、担任が中心となりSCから助言を受けて対応した。

母親は定期的なSCとの面談で抱えている悩みをSCに相談できるようになり、適切な助言を受け、母親の悩みや不安、ストレスは着実に軽減された。さらに困ったことがあると担任やSCにすぐに相談できるようになった。

本人は、担任や学年主任、SCの助言によって受験校を決め、勉強に集中できるようになった。母親がSCとのカウンセリングによって精神的に安定し、家庭環境に落ち着きを取り戻したことも勉強に集中できるようになった大きな要因である。

【事例2】家庭環境等の改善のための活用事例（⑬）

中学2年生。小学校の頃から不登校傾向であり、中学校でも不登校傾向が続く。中学1年生の2学期の体育大会の翌日から学校に全く登校しなくなる。本人、祖父、母、おじ、兄の5人家族で、生活状態が劣悪で、洗濯、風呂もままならない。家の中に寝ることができず、動かなくなった車の中で寝泊まりすることも多々あった。たくさんの犬がおり、近づく吠え続けた。

1年次よりSSW、SC、児童相談所、市の支援センター、福祉課等と連携しケース会議等を開いて対応してきた。ケース会議にはSCも参加し、今後も外部からの支援が必要であることを確認して、市の福祉課からの訪問もお願いした。母の携帯電話もつながらないことが多いが、電話連絡と家庭訪問を続けている。3学期に学校より本人と母親へSCとのカウンセリングを勧めると、自宅近くの公民館でカウンセリングを受けた。カウンセリングの中で、修学旅行への参加も消極的であったが、本人は参加したいということがわかり、学校もそれを目標にアプローチをしている。今後は、ケース会議を増やし、SC、SSW、児童相談所、福祉課と連携しながら住宅環境や衛生環境の改善を図ってっていく。

【事例3】交流分析による自己理解と子どもの理解のための活用事例（⑮）

スクールカウンセラーを講師にして、教職員を対象に「交流分析による自己理解と子どもの理解」のテーマで研修を行った。実際に教師が自分自身のエゴグラムを作成して、交流分析を体感できるような演習を行ったことで、交流分析の有効性を理解し、教師自身の自己理解も深めることができた。交流分析を活用して、まず教師自身が自己分析を行い、対話の在り方や関わり方を工夫していけば、子どもとの関係を意識した適切なコミュニケーションがとれるようになり、信頼関係の充実が図られることを学んだ。

また、自己及び他者の存在や価値を認めるストロークを具体的な例を挙げて示され、ストロークの重要性についても学んだ。生徒へのプラスのストロークの具体例を提示されたことで、すぐに日常の教育活動の中に生かすことができた。

さらに、エゴグラムに見る不登校生徒の心の状態や問題を具体的に知るとともに、言葉かけの方法や傾聴の大切さを改めて学ぶことができ、指導に役立たせた。生徒に対し、道徳や学活の時間にエゴグラムを作成させ、自分の性格の特徴や、行動パターンを知ることによって、自分の問題を発見し、自分の性格特性の中で、「さらに伸ばしていきたいところ」、「さらに変えていきたいところ」を認識させるきっかけとなった。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

本事業の実施により、県内すべての公立中学校の生徒及び保護者が心理等の専門家であるスクールカウンセラーによるカウンセリングを受けることができる体制整備ができており、悩みや不安等を抱えている生徒やその保護者が身近な学校において専門家に相談できる観点から有益と考えている。社会経済状況の急激な変化や保護者の意識の多様化などに伴い、生徒が抱える問題が複雑多様化している現下において、心理等の専門家であるスクールカウンセラーによる生徒や保護者へのカウンセリングやその内容を踏まえた学校等による支援や援助は不可欠である。

スクールカウンセラーによる相談は、平成27年度中学校総計のべで13,655件に上っている。また、平成26年度児童生徒の問題行動等の諸問題調査〔文部科学省調査〕結果では、不登校生徒が在籍する中学校のうち、登校する又は登校できるようになった措置として、スクールカウンセラー等が専門的に相談にあたったことを90.0%の学校が挙げており、事業効果が高いことを示している。

その他、事業対象の公立全中学校からの報告に見られる主な成果として、問題を抱えた生徒やその保護者の情緒面での安定や専門的なアドバイスの有効性が挙げられている。

(2) 今後の課題

学校訪問の際、スクールカウンセラーの活用状況を聞き取りしたところ、ほとんどの学校で、予約が先まで埋まっている状態であるということであった。要望として、スクールカウンセラーの配置時間数の増加を望んでいる学校がほとんどであり、そのための財源確保が課題である。

また、スクールカウンセラーの資質向上について、平成27年度までは、県教育委員会主催の研修会等は実施していなかったが、平成28年度からは県教育委員会主催の研修会を開催し、不登校の現状や学校の取組状況等について情報共有や情報提供などを行うことを通じて、資質向上に努めていくこととしている。

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成27年度）

(1) スクールカウンセラー等の配置の主な目的

いじめや不登校等児童生徒の問題行動等を早期に発見し、適切に対応するために、学校においては全職員の共通認識のもと、専門家との連携を積極的に行い、確実に機能する相談体制の充実を図ることが重要な課題となっている。

このため、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーを関係市町教育委員会及び県立の中学校、高等学校、特別支援学校に配置し、児童生徒の問題行動等の解決に資することを目的とする。

(2) 配置・採用計画上の工夫

各学校から配置希望の書類を提出してもらい、「不登校児童生徒数」、「いじめの認知件数」、「暴力行為発生件数」、「中途退学者数」等の問題行動の状況や地域・学校の実態を総合的に判断し、配置を決定している。

(3) 配置人数・資格・主な勤務形態

＜配置状況について＞

小学校	: 56校	
中学校	: 122校	
高等学校	: 21校	
特別支援学校	: 2校	計201校

1 スクールカウンセラーについて

公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定に係る臨床心理士、精神科医、大学教授など、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する者をスクールカウンセラーとして任用する。

＜資格＞

①臨床心理士	63人	
②精神科医	0人	
③大学教授等	2人	計65人

2 スクールカウンセラーに準ずる者について

臨床心理士の受験資格等を有する者等をスクールカウンセラーに準ずる者として任用する。

＜資格＞

- ①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 6人
- ②大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 22人

③医師で心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について1年以上の経験を有する者

0人

計28人

<勤務形態について>

○中学校・高等学校	週当たり	6時間×35週	で年間210時間
○小学校・特別支援学校	週当たり	3時間×35週	で年間105時間
○中高一貫校	週当たり	8時間×35週	で年間280時間
○定時制3課程設置校	週当たり	10時間×35週	で年間350時間
○スーパーバイザー勤務校	週当たり	8時間×35週	で年間280時間

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

- ①スクールカウンセラー ②スクールカウンセラーを配置している学校の担当者
③中・高・特別支援学校の新任教員カウンセラー ④教育相談の中核を担う教員

(2) 研修回数（頻度）

上記対象者に対して、各1回/年、開催している。

(3) 研修内容

カウンセラーの基礎から応用・活用まで対象者のレベルに応じた研修を実施。

(4) 特に効果のあった研修内容

スクールカウンセラーに対して「学校における自殺予防について～危機介入～」をテーマに講演やグループ協議を行った。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- SVの設置 有
○活用方法 各スクールカウンセラーは、SVに電話やメールで相談する。

(6) 課題

- 研修プログラムの工夫（講義、演習、協議等の研修形態）
○心理に関する各専門分野、経験年数に応じた知識や技能を高めるための研修の回数を増やす。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】不登校への対応のための活用事例（①）

登校渋りがある女子生徒は、以前より医療機関に通院しているものの、登校状況の改善まで至ることができない。生徒本人も保護者も登校できない要因や背景が分からず、担任教諭の助言により生徒は、スクールカウンセラーによるカウンセリングを受けた。

数回のカウンセリングの結果、生徒は通院している医療機関(主治医)との関係が不良であること、家族や学校関係者以外で自分の気持ちを聞いてくれる相談相手が欲しかったことをスクールカウンセラーに告白することができた。スクールカウンセラーは、生徒と保護者の意向により、生徒のニーズを満たしてくれる新たな相談機関を紹介し、専門機関に繋がることができた。

【事例2】小・中学校連携のための活用事例（⑭）

保護者、生徒本人（中学生）、弟（小学生）の3人家族。

生徒の担任教諭は、不登校が長期化している生徒の保護者に電話等で連絡をしているが、保護者からの返答がなく支援に困っていた。担任教諭は、同校区で小・中学校に配置しているスクールカウンセラーに相談したところ、スクールカウンセラーは弟の担任教諭に確認を行った。その結果、弟も授業中にうたたねをし、登校渋りの状況であったこと、自宅内もごみが散乱し、不衛生な状況である等の家庭の様子を把握することができた。弟の担任教諭は保護者に連絡を行い、スクールカウンセラーへのカウンセリングを促したところ、保護者はカウンセリングに応じることができた。

カウンセリングの結果、保護者も本生徒の不登校に悩んでいたが、担任教諭から養育姿勢を注意されると思い不安で電話に応じることができなかつたことが判明した。その後、スクールカウンセラーを中心に小中教職員の相互理解が進み、保護者と学校の連携が図られ、生徒本人、弟ともに登校状況が改善した。

【事例3】校内研修のための活用事例（⑯）

(1)対象：教職員

(2)テーマ：「気になる子ども達への関わり」

(3)成果：研修会実施前に実施したアンケート結果を基にしながらQ-Uから考える学級作りについて具体的な対応方法を習得するとともに教職員間で共通認識を図ることができた。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

配置校から提出される実績報告書によると、スクールカウンセラー配置校での相談後の状況については、「一定解消」及び「解消」が約4割となっており、スクールカウンセラーの「早期介入」、「早期対応」で心に悩みを抱える児童生徒への支援が成果をあげている。

さらに、児童生徒の抱える問題は、年々深刻化・複雑化しており、今後も現在のスクールカウンセラーの配置を希望すると回答した学校が、約92%を占めるなど、本事業に対してさらなる期待が寄せられている。

(2) 今後の課題

- 学校におけるスクールカウンセラーの配置に関する要望は年々高まっているが、予算及び人材の確保の課題により希望する全ての学校に配置できず、現場のニーズに応じきれていない状況である。特に、医療機関、療育機関など社会資源が少ない離島地域からのスクールカウンセラーの配置要望が高く、各校への配置調整が課題である。

- スクールカウンセラーの資質・能力の向上を図るために、経験年数や専門性に応じた研修の充実を図るとともに、スクールソーシャルワーカーとの校内連携のため役割分担を明確し、「チーム学校」に向けた教育相談体制の充実を図ることが必要である。

熊本県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成27年度）

(1) スクールカウンセラー等の配置の主な目的

いじめや不登校、問題行動等に対応するとともに、児童生徒等の心のケアに資するため、熊本県スクールカウンセラー設置要項に基づき、スクールカウンセラー等を学校や教育事務所等に配置して、児童生徒等の心の相談に当たるとともに、学校における教育相談体制の充実を図る。

(2) 配置・採用計画上の工夫

市町村立小中学校への配置については、各教育事務所等を通じて、下記の項目について各学校の状況を把握し、スクールカウンセラーの配置校を決定している。

- ・不登校の児童生徒の出現率
- ・家庭環境（基本的な生活習慣の未定着等）
- ・人間関係（コミュニケーション能力不足）
- ・悩みを抱える生徒数（自分の感情をコントロールできない、特別な支援を必要とする）
- ・別室登校や適応指導教室で学習する生徒数 等

県立高校への配置については、定時制を併設している学校に対しては、傾斜配分を行っている。また、学校の実態やニーズに合わせて勤務時間、勤務日数を各学校で弾力的に運用してよいこととしている。

(3) 配置人数・資格・主な勤務形態（重複して資格を有している場合は、(ア)→(イ)→(ウ)の順に整理すること。

① 配置校について

中学校 : 単独校 8校（県立中3校含む） 拠点校 29校 対象校 34校
高等学校 : 54校
教育委員会等 : 10箇所

② 資格について

ア スクールカウンセラーについて

(ア) 臨床心理士 51人（うち県立学校18人）
(イ) 精神科医 0人
(ウ) 大学の教授等 1人

イ スクールカウンセラーに準ずる者について

(ア) 大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 2人（うち県立学校2人）
(イ) 大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 12人（うち県立学校2人）
(ウ) 医師で心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について1年以上の経験を有する者 0人

ウ 勤務形態について

(ア) 単独校 5中学校 (週1. 5日・1回6時間)
54高等学校（含む県立中3校） (月1. 0日・1回4時間)
(イ) 拠点校 29中学校 (週1. 5日・1回6時間)
(ウ) 10教育事務所等に配置 7教育事務所 (週1. 5日・1日6時間)
3教育事務所等 (週1. 25日・1日6時間)

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

スクールカウンセラー等、スクールソーシャルワーカー、学校支援アドバイザー（本県独自事業）
各教育事務所指導主事

(2) 研修回数（頻度）

年1回

(3) 研修内容

- ①学校の特性に応じたカウンセリングやコンサルテーションの在り方
- ②事業を円滑に実施するための情報交換
- ③関係機関との連絡調整

(4) 特に効果のあった研修内容

本研修会には、スクールソーシャルワーカー、学校支援アドバイザー及び教育事務所の指導主事も参加しており、前年度の取組状況及び専門家の効果的な連携や情報共有の在り方について、各教育事務所等に分かれて協議した。年度当初に本研修会を実施したことで、その後の各専門家の連携につながった。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

スーパーバイザーは設置していない。

(6) 課題

- ・スクールカウンセラー等の資質向上及び人材確保
- ・他の外部専門家との連携

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】児童虐待の早期発見・早期対応のための活用事例（④）

1 発見の状況等

平成27年7月、スクールカウンセラーが中学1年女子生徒のカウンセリングを行い、以下の内容が発覚。

- ・小学1年生の頃から両親に暴力、暴言を受けており、現在も続いている。
- ・暴力のきっかけは、本人が家の手伝いをしなかったことであり、主に母親から受けている。（父親からの暴力は小3の頃まで）
- ・家にいることがつらいと訴えあり。スクールカウンセラーからの一時保護の提案に対し、本人は否定しなかった。

2 学校及びスクールカウンセラーの対応

スクールカウンセラーから報告を受けた教頭が校長へ報告。教頭は校長の指示で児童相談所へ通告。校長は町教育委員会へ報告。当該スクールカウンセラーは、本人への2回目のカウンセリングを行い、以下の対応をとる。

- ・児童相談所の役割について説明するとともに、所員との面談について了承。
- ・数日前に息ができなくなるくらい下腹を蹴られたことを話す。
- ・医療ネグレクトも判明。

3 関係機関との連携

学校からの通告で児童相談所職員が来校。本人と面談後、児童相談所にて緊急会議で対応を協議。同日、午後3時15分、児童相談所へ緊急保護。

同日、午後6時半頃、母親が児童相談所に来所され、事実確認の結果、本人が話した内容を認められた。

【事例2】生徒の心のケアのための活用事例（⑨）

1 状況等について

当該校で勤務する教職員の不祥事が発生。ニュースや新聞等の報道を見た生徒の中にショックから動揺が見られた。そこで、教育相談専門員を派遣し、生徒の心のケアに対応するとともに校内研修の中で助言を行った。

2 スクールカウンセラーの対応及び校内での研修

- ・スクールカウンセラーがショックを受けた対象生徒に対して、食事や睡眠の状況を聞き取るなど複数回にわたり面談を実施した。体調面も含めて家庭と連携しながら本人の心の安定を図るよう支援した。
- ・学校は、不祥事を受けて不祥事防止対策の校内研修を実施した。当該スクールカウンセラーは、緊急対応時の資料を準備し、研修内容について学校と連携しながら検討した。
- ・研修会では生徒の支援者である教職員への助言をし、学校からは、専門家のアドバイスが効果的であったという報告があった。

【事例3】ストレス対処教育のための活用事例 (16)

日常使っている自己主張のタイプを知り、相手の気持ちに配慮しながら「自分も相手も不快な気持ちにならない上手な断り方」を身に付けさせることを目標としたアサーション授業を担当、スクールカウンセラーにより実施した。

1 授業の展開

(1) 自分のコミュニケーションパターンの確認

(2) 自己主張の3つのパターンを知る

(3) 「上手な断り方」を学ぶ

(4) ロールプレイ (2人組・ワークシート用意)

① 相手に「自分が選んだケースの番号」を言ってもらって、「自分が考えた断り方」を言う。

② 交代する。

(5) フィードバック (感想)

(6) シェアリング (発表)

(7) まとめ

① 断ることは難しいが、自分が困ることは断ってよいし、相手にもその権利があることをお互いに確認しておくことは重要である。

② 断るときには、相手も自分も不快にならない上手な断り方がある。

③ 日常の場面でも、3つのステップを基本として身に付けてほしい。

2 授業後の評価

実施したクラスでは、生徒のコミュニケーション力が徐々に向上している。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

○ 保護者がカウンセリングを受けることで、不安の解消につながり、子どもとの関係も改善された。

○ 経験豊富なスクールカウンセラーの場合、専門機関や児童相談所など関係機関と連携し、それぞれの立場で支援ができる。

○ 定期的に訪問した小学校において、児童への個別対応のみならず、保護者面接、教職員へのコンサルテーション、授業参観、ケース会議、通信発行等、多様な活動がニーズに応じて展開できた。

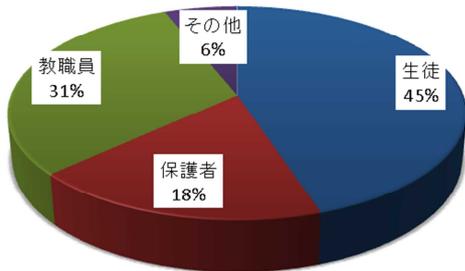
○ 評価については、本県独自の評価様式 (教育相談体制の整備について、SCについて等) を作成し、その結果を次年度の配置等に生かしている。

《参考》スクールカウンセラー相談受件数

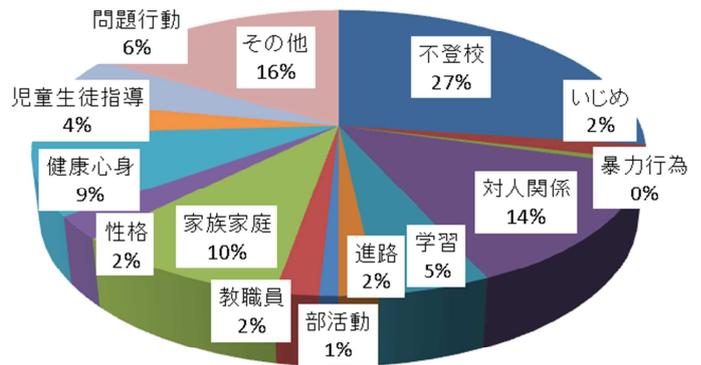
※ 市町村立小中学校（平成27年度）

実施総時間（h）	相談者延べ人数					相談内容延べ数														
	生徒	保護者	教職員	その他	合計	不登校	いじめ	暴力行為	対人関係	学習	進路	部活動	教職員	家族家庭	性格	健康心身	児童生徒指導	問題行動	その他	合計
13684	5024	2027	3449	674	11174	3029	188	60	1561	555	196	93	216	1086	284	1013	426	633	1834	11174

相談者別割合



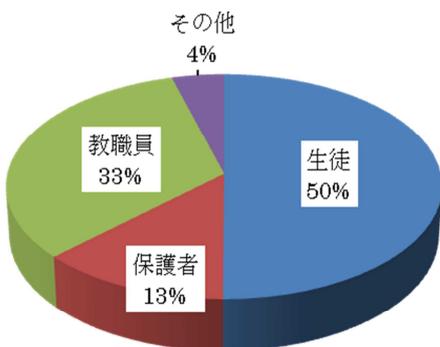
相談内容別割合



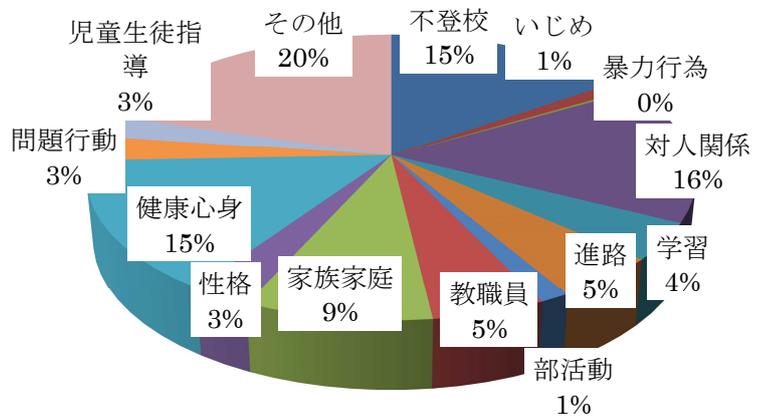
※ 県立高等学校・中学校（平成27年度）

実施総時間（h）	相談者延べ人数					相談内容延べ数														
	生徒	保護者	教職員	その他	合計	不登校	いじめ	暴力行為	対人関係	学習	進路	部活動	教職員	家族家庭	性格	健康心身	児童生徒指導	問題行動	その他	合計
2725	1427	366	934	123	2850	435	34	7	450	119	140	39	148	245	79	424	81	71	578	2850

相談者別割合



相談内容別割合



(2) 今後の課題

- 時間的な制限があり、継続的な支援や緊急時の対応が難しい。
- スクールカウンセラーの資質向上のための研修が必要である。
- 学校がスクールカウンセラーの対応について学び、学校自体の組織的対応力を付ける「教育プログラム」や、「校内研修」等におけるスクールカウンセラーの活動を今後増やしていく必要がある。
- 学校によっては自立的に支援しようとする意欲が低く、スクールカウンセラーに頼りすぎている状況がある。情報を共有しながら、ともに支援する姿勢をもつことや、教師自身がカウンセリングスキルを身に付けることが必要である。

大分県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成27年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

暴力行為、いじめ、不登校等、生徒の問題行動等の対応に当たっては、学校におけるカウンセリング等の機能充実を図ることが重要な課題となっている。このため生徒の臨床心理に関して高度な専門知識及び経験を有するスクールカウンセラーを配置しそれらを活用する際の諸課題について調査を行う。

（2）配置・採用計画上の工夫

配置された当該校を担当するほかに、地域や学校の実情により複数の学校において調査研究を行う必要がある場合には、中学校区程度の地域を単位として、その地域内にある学校の中の1校を拠点となる学校とし、当該校と地域内若しくは近隣地域の他の学校をあわせて担当できるようにしている。（拠点・対象方式）

また、各市町村にスーパーバイザーを配置している。

（3）配置人数・資格・主な勤務形態（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

1）配置人数について

小学校	:	67校
中学校	:	127校
高等学校	:	26校

2）資格について

（ア）スクールカウンセラー

- ①臨床心理士 52人（※①②③の資格を重複して所持している人は、①の資格者として記載する。）
- ②精神科医 0人
- ③大学教授等 3人

（イ）スクールカウンセラーに準ずる者

- ①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 2人
- ②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 16人
- ③医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 0人

3）主な勤務形態について

単独校	49中学校	（週1日・1回4時間）	（週1日・1回6時間）	（週1日・1回8時間）
	37小学校	（週1日・1回4時間）	（週1日・1回6時間）	（週1日・1回8時間）
	26高等学校	（週1日・1回4時間）	（週1日・1回8時間）	
拠点校	50中学校	（週1日・1回4時間）		
対象校	28中学校	（週1日・1回4時間）		
	30小学校	（週1日・1回4時間）		

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

大分県教育委員会が配置している全てのスクールカウンセラー

(2) 研修回数（頻度）

年間3回（各学期1回を目安）、うち県全体が2回、市町村が1回

(3) 研修内容

カウンセリングについての情報交換、講義、グループ協議

(4) 特に効果のあった研修内容

地域内での生徒の実態についての情報交換、協議

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○S Vの設置

16市町に16名のスーパーバイザーを配置

○活用方法

スクールカウンセラーへのアドバイス

スクールカウンセラーの未配置校でのカウンセリングや支援方法をアドバイス

(6) 課題

スクールカウンセラーや準ずる者の資質やカウンセリング技術について、個人差があるのでその差を埋めるような研修を行う必要があるが、時間を取りにくい。また、スクールカウンセラーと学校の効果的な活用を進めようとしているが、カウンセラー本人や学校によって差が大きいため、学校関係者に対するスクールカウンセラーの活用を図るための研修も必要である。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】学業・進路のための活用事例（⑩）

「豊かな人間力と確かな学力」の育成とスクールカウンセラーの活用

～目標達成のためにスクールカウンセラーと個人面談の場面設定～

生徒一人一人が自己のアピールや将来の夢を語り、スクールカウンセラーとのコミュニケーションを図る中で次のような達成指標が生まれた。

○スクールカウンセラーに自分の長所と思える事例等を語る。

- ・自分の素晴らしさを相手に伝えることで、より確かなものとするための目標設定となる。
- ・将来の目指す方向を話すことで、今後自分が努力することの内容確認となる。

○学力には狭義と広義なものがあることをスクールカウンセラーに語ってもらう。

- ・授業や部活など身近なことから、入試や入社など人生の選択に至るまでの力となるのは、狭義な場面を大切にすることから始まる。

スクールカウンセラーとの面談の中で、個々の取組の方向性について、スクールカウンセラーからカウンセリング・ガイダンスを受ける。日々の学校、家庭生活の中で生徒にとって目標が定まり、その後の前向きな生活に寄与している。

【事例2】小中連携のための活用事例（⑭）

「家庭環境が厳しいAさん（中1）、Bさん（小6）きょうだいの事例」

家庭環境が厳しい家庭のきょうだいが中学校と小学校におり、SCが両方の学校に勤務しており、中学校生徒と小学校児童の両方を同時進行でカウンセリングができる。そのため、きょうだいで共有している家庭の苦しさを生徒も児童もSCに気軽に相談できる。

また、保護者も同じスクールカウンセラーが両方の子どもを知ってくれているということから、自分の方から指名して、子育ての悩みやについてスクールカウンセラーに積極的に相談を始めた。その結果、保護者がスクールカウンセラーを信頼し、児童生徒も明るさを取り戻しつつある。

【事例3】教育プログラムのための活用事例（⑯）

「スクールカウンセラーによる『人間関係スキルアップ講座』の実施」

○全校生徒を対象に授業を3回実施。

認知の仕方によって、感情が変わってくる。ネガティブな感情にならないために、認知の仕方を変えていくこと等を学習。具体的な事例について、各自で対応方法を考えた。前向きな、ポジティブな感情を導くための認知の仕方を学習した。人間関係を円滑にしていくためにも、自分自身がストレスをためないためにも重要なことを学習した。

○教職員を対象にした研修を2回実施。

①「あたたかいことばかけ」のパターン

- （1）相手の気持ちを受け止めて、言葉にする。
- （2）相手に対する自分の気持ちを伝える。
- （3）今後に向けて、肯定的なことばを添える。

②「アサーションのパターン」

- （1）ありのままの事実を伝える。
- （2）自分の意思（考え、気持ち）を伝える。
- （3）一緒に解決するための提案をする。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

- 平成27年度間に行われた相談件数は24,053件であった。配置220校で、1校当たり平均109件の相談件数となる。年間35週で1日当たりの相談は3.1件である。また、相談内容も多岐に渡っている。上記の例のように児童生徒にとって大きな支えとなっているだけでなく、保護者、教員への助言等は大変有益なものとなっている。
- 児童生徒の行動観察等を積極的に行い、教職員とともに支援に関わっていた。また、保護者からの相談にも適宜応じ、厚い信頼を得ることができた。教職員との連携がしっかりとなされており、的確な指導助言により、教員にとって大きな支えとなった。また、校内でのケース会議や教職員対象の研修会において講師をするなど、積極的に関わっていた。
- 様々な要因で不登校傾向となった児童生徒の悩みを親身になって聞き、保護者にも寄り添って相談活動を行っている。その結果不登校状態から抜け出し、登校できるようになった児童生徒も多い。また、子育てで悩みを抱えた保護者も相談に訪れており、スクールカウンセラーと保護者の信頼関係が構築されている。
- 昨今家庭環境が厳しく、児童生徒ではどうしてもできない状況の中で、苦しんでいる場合も少なくない。そうした際にも、スクールカウンセラーが児童生徒の相談を受けるだけでなく、家庭に向いて保護者に積極的に働きかけるケースも出てきている。

(2) 今後の課題

- スクールカウンセラーが効果を上げており、その配置に向けての要望は多くなってきている。しかし、スクールカウンセラーの全体の人数はあまり増えておらず、多くの学校に配置するためには、週1日4時間の勤務体制を選択せざるを得ない。しかし、その配置時間では、学校現場のカウンセラーに対する要請に対して、少ないと言わざるを得ない。
- スーパーバイザーを1名ずつ16市町に配置し、派遣申請を受けて他校の児童・生徒に対してもカウンセリングを行ってきたが、拠点校のカウンセリング希望者も多く、希望通りにカウンセリングが受けられなかったり、スーパーバイザーの勤務時間が超過してしまったりすることがあった。
- 学校と定期的な接点のあるスクールカウンセラーによる講話や研修は、生徒の抱える問題や職員の望む研修内容に即応でき、外部講師招聘に比較して直接的で実際的なものが期待できる。スクールカウンセラーに学校の現状を知ってもらう必要があり、毎年通年で継続的に配置されることが望ましい。また、カウンセラーの常駐はカウンセリングを希望する生徒や保護者、職員にとっても心強く、スクールカウンセラーとの信頼関係を強めることにもなる。スクールカウンセラーが全ての教職員や児童生徒と定期的に面談できる機会を設けたいが、現状では人員や時間の確保が難しい。
- スクールカウンセラー個々の資質・能力の差があり、その差を埋めるための研修の機会の確保が難しい。また、学校関係者のスクールカウンセラーの活用についての意識にも差があり、この差を埋めるための研修も必要である。

宮崎県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成27年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

いじめ、不登校及び児童生徒の問題行動等への対応に当たっては、学校におけるカウンセリング等の機能の充実を図ることが重要な課題となっている。

このため、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する「スクールカウンセラー」の小中学校における活用方法、効果等に関する実践的な配置事業を行い、問題行動等の改善に資する。

（2）配置計画上の工夫

配置形態を、その派遣時数等により「配置校」と「派遣校」の2つの形態に分け、中学校78校及び小学校1校を配置校、その他の中学校を派遣校としている。

（3）配置人数・資格・勤務形態

【配置校】

時 数	:	年間128時間
小学校	:	1校
中学校	:	78校

【派遣校】

時 数	:	年間16時間
中学校	:	55校

※ 小学校から要請がある場合は、中学校区内の配置校から派遣

【資 格】

スクールカウンセラーについて

- ① 臨床心理士 23人
- ② 精神科医 0人
- ③ 大学教授等 1人

スクールカウンセラーに準ずる者について

- ① 大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 0人
- ② 大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 11人
- ③ 医師で心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について1年以上の経験を有する者 0人

【勤務形態について】

配置校	:	週1日・1回8時間
派遣校	:	年間16時間を限度に要請に応じて派遣

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラー担当者（各学校の教育相談担当者または生徒指導主事）

(2) 研修回数（頻度）

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・SC担当者合同研修会　：年1回

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー合同研修会　：年1回

スクールカウンセラー連絡協議会　：年1回

スクールカウンセラー中間評価　：年1回

(3) 研修内容

【スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・SC担当者（各学校）合同連絡協議会】

SC・SSW及び各学校におけるSC担当者が一同に会し、教育相談体制の充実を図るため、情報連携及び行動連携に向けた協議を行う。

【スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー合同連絡協議会】

SC・SSW相互の連携を深め、様々な問題行動等に対して、効果的に活動するための方策等について協議を行う。

【スクールカウンセラー連絡協議会】

SCの効果的な業務の推進に向け、事例検討や協議を行い、SCの資質の向上を図る。

【スクールカウンセラー中間評価】

SCの日頃の活動状況について、配置されている学校から提出される評価表をもとに、フィードバックを実施し、業務の改善を図る。

(4) 特に効果のあった研修内容

SC・SSW・SC担当者（各学校）が一同に会し、連絡協議会を開催することにより、SC・SSWの連携が図られるとともに、各学校の担当者が会に参加することにより、制度の徹底はもちろん、成果や課題が共有され、各学校の教育相談体制の充実に効果を上げている。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- SVの設置：無し

(6) 課題

- スクールカウンセラーを配置している小中学校における教育相談体制の充実に向けては、各学校の担当者も含めた連絡協議会を開催することにより、制度の周知徹底はもとより、活用に向けた成果や課題の共有が図られたが、県立高等学校等の教育相談体制の充実に向けては、課題が残っている。そのため、H28年度は、高校に配置されている高等学校カウンセラー及び中途退学対策対応教員等も含めた研修会等の開催が必要である。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】家庭環境改善のための活用事例（⑦）

○ <中学2年生女子>

小学校時代から不登校の状況があり、適応指導教室にのみ登校していた。母親が困り感を抱えていたため、スクールカウンセラー来校時に母子でカウンセリングを受けてみてはどうかと伝え、カウンセリングができるように時間調整を行った。カウンセリングにより、家庭環境のことや父親と本人の関係悪化に至った経緯がわかり、家庭での親子の係わり方についてカウンセラーよりアドバイスを行った。その後、家庭での親子関係の改善が見られ学校に登校できるようになり、本人の表情が明るくなった。

【事例2】心身の健康に関する活用事例（⑨）

○ <中学1年生女子>

入学直後から自傷行為（抜毛）があり、学級担任や関係職員で保護者と相談しながら様子を観察していた。本人からカウンセリングの希望があり、毎週カウンセリングを実施した。カウンセラーに対し心を開きこれまでのつらかったことや楽しかったことを話すようになり、同時に母親へのカウンセリングも実施したところ、2学期の後半から自傷行為が減り、頭部の髪が薄くなっていた部分も目立たなくなった。学級でも友達と仲良く楽しそうに過ごす場面が多く見られるようになった。

【事例3】発達障がいに対する活用事例（⑩）

○ <中学1年生男子>

こだわりが強く、コミュニケーションが苦手な生徒であり、部活動における不安から不登校傾向が見られるようになった。登校時に、本人の意思を尊重しながら悩みや今の状態を尋ねるなど、おだやかなカウンセリングを通して自己のコントロールの方法などを支援した結果、落ち着いた学校生活を送るようになってきた。

【事例4】不登校に対する活用事例（①）

○ <中学3年生男子>

部活の試合で外出中に自宅が全焼し、精神的ショックで弟（小6）が母親から離れられない状態になった。本人は普通に登校できているように見えたが、2週間後に突然登校できなくなった。スクールソーシャルワーカーや生徒指導主事が連携し家庭訪問を行いながら、その情報をスクールカウンセラーと共有し、対応について協議した。本人は登校できるまで回復したが、勉強が手に着かないという訴えがありスクールカウンセラーが来校した際はカウンセリングを続けた。その後、本人は問題なく学校生活を送ったが母と弟について小学校と連携しながらカウンセリングを継続した。

【事例5】暴力行為に対する活用事例（③）

○ <中学1年生男子>

2年生男子が1年生男子に対し、暴力など心身に苦痛を与える行為を継続的に行っていることが教育相談で判明した。その後、スクールカウンセラーによるメンタルケアを計画的に被害者、加害者の双方に対して行った。また、加害者に対しては児童相談所とも連携し指導を行った。スクールカウンセラー及び関係機関と連携し支援・指導した結果状況が改善した。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

○ 活動実績の推移について

年度	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
対応件数	6, 9 5 2	6, 8 4 7	7, 9 9 2	7, 3 1 1	6, 6 2 4

スクールカウンセラーの相談活動内容は年々複雑化しており、対応が難しくなっている。その内訳として、不登校（H 2 6年度2, 0 4 2件）や発達障がいなどの性格行動（H 2 6年度3, 3 9 6件）が多くなっており、臨床心理士などの専門性をより必要とする事案の増加がうかがえる。

○ 不登校児童生徒への指導結果の状況「H 2 6年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

不登校児童生徒へのスクールカウンセラーの対応については、「H 2 6年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の結果を見ると、「指導の結果、登校するまたは登校できるようになった児童生徒」に特に効果のあった学校の措置として、小中学校共に「登校を促すため、電話をかけたか迎えに行くなどした」、「家庭訪問を行い、学業や生活面での相談にのるなど様々な支援を行った」とほぼ同様の数値で「スクールカウンセラー、相談員等が専門的に相談にあたった」があげられるなど、昨年度同様に確実に成果を上げてきていることがうかがえる。

(2) 今後の課題

○ 学校におけるスクールカウンセラーの配置等に関する要望は年々高まっており、その対応件数も増加しているが、予算や人材確保が大きな支障となり、配置状況は現場のニーズに十分対応できていない状況がある。

○ 小・中学校における配置は進められているものの、上記の面から、県立学校に対する配置が進んでおらず、県立学校の教育相談体制の充実に向けた支援は、課題となっている。

○ スクールカウンセラーの資質の向上に向けては、県教育委員会主催で実施する研修会のほか、臨床心理士会や教育相談学会など様々な団体がそれぞれの構成員を対象として実施しているが、スクールカウンセラーに準ずる者については研修の機会が乏しく、有資格者と準ずる者の取組に開きが生じている。

鹿児島県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成27年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

いじめや不登校等児童生徒の問題行動等の対応に当たっては、学校における教育相談体制の充実を図ることが重要である。

このため、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者等をスクールカウンセラー又はスクールカウンセラーに準ずる者として、すべての教育事務所にスクールカウンセラーを配置し、小中高校に派遣し、児童生徒の問題行動等の解決に資する。

（2）配置・採用計画上の工夫

全ての中学校に派遣する。小学校、高等学校においては、希望する学校のうち県教育委員会が、地域、学校の実態等に応じて派遣校を決定する。

（3）配置人数・資格・主な勤務形態（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

○ 配置人数

小学校	: 121校
中学校	: 225校
高等学校	: 30校

○ 資格

（1）スクールカウンセラーについて：

①臨床心理士	46人
②精神科医	0人
③大学教授等	3人

（2）スクールカウンセラーに準ずる者について

- ①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 1人
- ②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 18人
- ③医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 0人

※主な勤務形態について（配置時間等については、複数記載してもかまわない。）

単独校	30高等学校	(年10回・1回3時間)
巡回校	121小学校	(年3回・1日3時間) (8教育事務所等に配置)
	225中学校	(年10回・1日3時間) (8教育事務所等に配置)

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

スクールカウンセラー，各教育事務所指導主事等，市町村教育委員会指導主事等，関係高等学校担当者

(2) 研修回数（頻度）

年2回

(3) 研修内容

研究協議，情報交換，講師による講演等

(4) 特に効果のあった研修内容

地区別による情報交換（各教育事務所ごと，職種ごと）

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○S Vの設置 有

○活用方法

- ①スクールカウンセラーに対する指導・助言
- ②スクールカウンセラー研修会等における指導・助言
- ③継続案件に対するカウンセリング

(6) 課題

スクールカウンセラー配置事業の円滑な実施のためには，スクールカウンセラー及び市町村教育委員会等の指導主事が研修会に参加し情報共有，協議することが重要であるが，離島の多い本県では，参加するに当たり宿泊を伴うなど，時間や旅費等の確保が難しいところである。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】

- ・ 心身の健康・保健のための活用事例（⑨）

性同一性障害ではないかと思われる生徒が保護者の理解を得られない状況の中、スクールカウンセラーが保護者及び生徒との関係を良好に構築しながらカウンセリングを実施することで、生徒の不安を解消することにつながった。

- ・ 災害時支援のための活用事例（⑧、⑫）

口永良部島の噴火に伴う児童生徒及び教職員の避難生活は大きな負担であった。スクールカウンセラーが、一人一人の心情をよく把握し適切な助言や親身になった対応を行うことで、児童生徒及び教職員の精神的負担を軽減することができた。

【事例2】

- ・ 小中連携のための活用事例（⑭）

スクールカウンセラーを講師とした職員研修を小中合同で実施し、同校区内の児童生徒の現状や今後の課題について情報共有するとともに、問題行動等の解決に共通認識を持って対応することができた。

【事例3】

- ・ 支援のための活用事例（⑮）

スクールカウンセラーを講師とする校内研修会を実施し、不登校傾向や心のケアが必要な児童生徒への対応に適切な示唆を得ることができた。

児童生徒との教育相談から出てきた事例等を基にケーススタディを実施することで、今後の対応やカウンセリングの技法等について、教職員の資質向上に資することができた。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールカウンセラー等活用事業の成果

年度	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
相談件数 (件)	5, 8 9 3	5, 8 3 8	6, 9 7 9	1 1, 6 4 6	1 2, 4 0 2

（2）今後の課題

- ・ 派遣回数及び派遣時間（1日3時間）が限定されているため、十分なカウンセリングを行うことができない。限られた派遣回数及び時間における有効な活用について手立てを工夫する必要がある。
- ・ 離島にスクールカウンセラーを派遣する場合、多額の旅費を伴うため派遣回数が限られてしまう。

沖縄県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成27年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

児童生徒のいじめ、不登校、暴力行為などの問題行動の未然防止、早期発見及び早期解決を図るため、臨床心理に関して高度な専門的知識及び経験を有するスクールカウンセラー及びこれに準ずる者（以下「スクールカウンセラー等」という。）を小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校へ配置し、活用及び効果等に関する実践的な取り組みを推進し、学校における児童生徒理解及びカウンセリング機能等の充実と児童生徒の問題行動の解決に資する。

（2）配置・採用計画上の工夫

① 配置校数

配置校数と各地区への割当数等は沖縄県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が決定する。

② 配置校の決定

ア 配置校は、生徒指導上の諸問題の対応のためにスクールカウンセラー等を積極的に活用し、学校全体が一体となった取組体制の充実に努める学校とする。

イ 高等学校及び特別支援学校への配置については、県立学校教育課長と義務教育課長が協議するものとする。

（3）配置人数・資格・主な勤務形態（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

<配置人数>

- ① 小学校 : 152校（57%）
- ② 中学校 : 148校（全校配置）
- ③ 高等学校 : 36校（60%）
- ④ 特別支援学校 : 1校（6%）

<資格>

○スクールカウンセラー

- ① 臨床心理士 : 47人
- ② 精神科医 : 0人
- ③ 大学教授等 : 3人
- ④ ①③に該当する者 : 2人

○スクールカウンセラーに準ずる者（ ）内は相談業務の経験年数

- ① 大学院修了（経験1年以上） : 9人
- ② 大学等卒業（経験5年以上） : 33人
- ③ 医師等（経験1年以上） : 0人

<勤務形態>

- 単独校 6 小学校（週1日・1回3時間）
- 6 中学校（週1日・1回3時間）
- 3 高等学校（週1日・1回4時間）
- 拠点校 14 中学校（週1日・1回4時間）

対象校	146	小学校	(週1日・1回3時間)
	128	中学校	(週1日・1回3時間) (週1日・1回2時間)
	33	高等学校	(週1日・1回4時間)
	1	特別支援学校	(週1日・1回4時間)

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

- ① スクールカウンセラー、スクールカウンセラーに準ずる者
- ② 市町村教育委員会指導主事 ③各教育事務所指導主事
- ④ 義務教育課指導主事、県立学校教育課指導主事

(2) 研修回数(頻度)

- ① 県開催の研修会は年1回(委嘱状交付式並びに連絡協議会)
- ② 6教育事務所で年2回(各教育事務所地域の実情やニーズに合った研修を実施)

(3) 研修内容

- 事業説明と協議、スクールカウンセラーの役割、活用について、情報交換、講師による講演
- スーパーバイズの方法、学校との連携のあり方、緊急時の対応、管内学校の生徒指導の状況

(4) 特に効果のあった研修内容

危機対応における教育委員会とスクールカウンセラーの役割についての講話およびワークショップ
『学校にみられる様々な課題への具体的対応について
～ピアスーパービジョンを活用した講義と演習～』

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- SVの設置 なし
- 活用方法

(6) 課題

スクールカウンセラー個々のスキルの差があるため、スクールカウンセラーの資質・能力の向上を図るために、研修の充実を図る必要がある。しかし、

- 資質向上に値する講師等の人材不足(離島)
- 定期的な事例検討会・連絡協議会等の開催が難しい(離島)
- 他業務との兼職の者が多く、研修を欠席するカウンセラーがいる。

等の課題がある。また、スクールカウンセラーの活用のために、効果的な取組等を周知する場や機会を設定する必要がある。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】非行・問題行動を繰り返す生徒支援のための活用事例（⑥）

生徒指導部会に毎週スクールカウンセラーが参加し、カウンセリングの結果や支援の方法等を含めた話し合いを行った。校長、教頭、各学年の生徒指導担当、SC担当教諭、特別支援教育コーディネーターが参加。関係する職員が情報や支援の方法を共有し、生徒理解を深めることで支援につなげることができた。

また、スクールカウンセラーが担任や保護者へのコンサルテーションを行うことで、生徒や保護者に適切な支援を行うことができた。保護者支援のために、関係機関と情報共有し学校、関係機関で支援のあり方を共有することもできた。

【事例2】虐待が疑われるケースについての小中での活用事例（⑭）

スクールカウンセラーが生徒との面談で、小学生の弟が両親から暴力を受けているとの相談を受けた。管理職、生徒の担任に相談し対応を確認。中学校より小学校へ情報共有し身体の確認をするよう依頼した。その後、小中で連携し情報確認し対応した。

学校側は、スクールカウンセラーを活用し虐待が疑われる児童生徒についての関わり方、介入、関係機関との連携について助言を受けた。

【事例3】生徒・職員のストレスへ対処のための活用事例（⑯）

【中学3年生、担任等を対象としたストレスマネジメントプログラムの実施】

3年生は、進路に関する不安等があり、その対処方法についてスクールカウンセラーと担任と一緒にストレスマネジメントについてのプログラムを実施した。

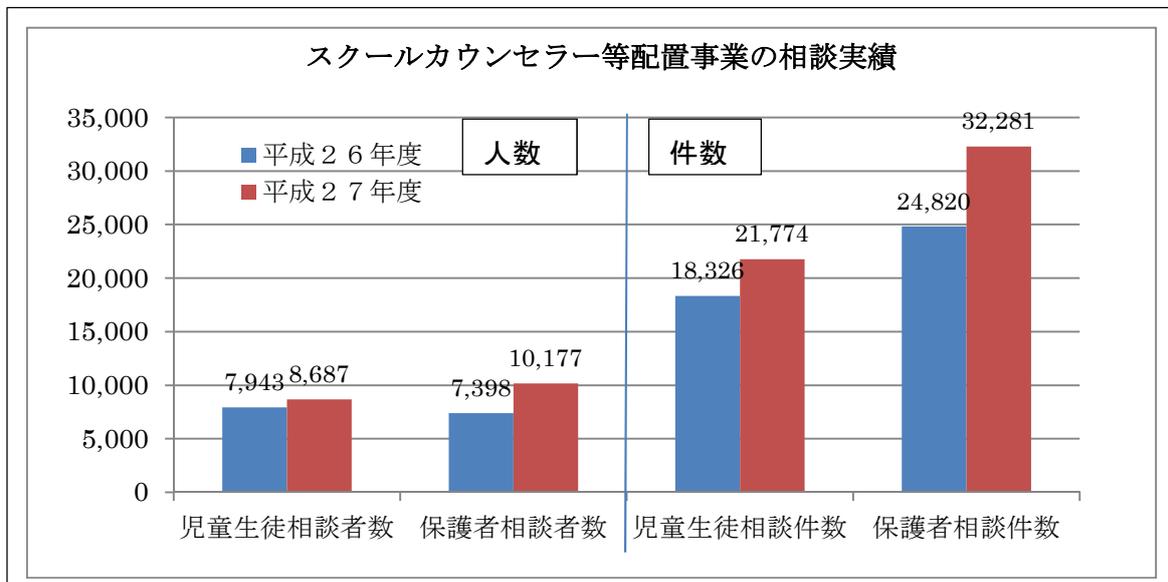
- ・年度当初に、学年主任、スクールカウンセラー担当、関係する職員で計画を立てた。
- ・プログラムの実施前から、学年全体の生徒の状況や授業の様子等もカウンセラーと情報交換し共有を図った。
- ・授業後の生徒感想では、ストレスへの対処の方法が分かった。保護者からもこのようなプログラムの実施はとても良いとの声があった。職員からは、自分たちも一緒に実践することでスキルアップにつながった。また、生徒から相談があった場合に活用したいとの感想があった。
- ・生徒にとっては、現在だけではなくこれからの人生の中でどのようにストレスに対処していくことが必要なのかという事を学ぶ機会となった。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

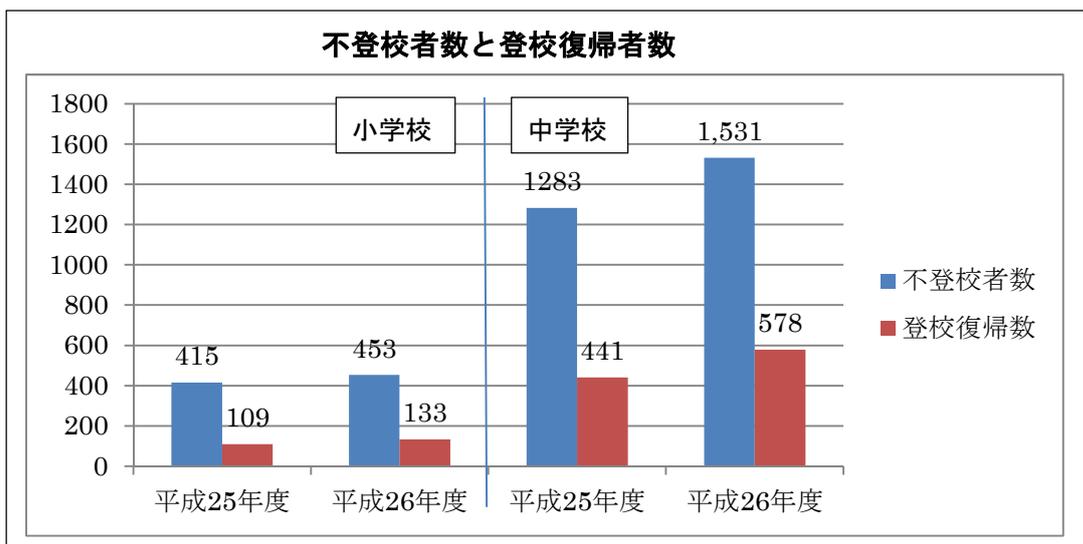
相談実績(平成26年度と平成27年度の小中合計の比較)

児童生徒相談者数、保護者相談者数、児童生徒相談件数、保護者相談件数すべて増加している。



スクールカウンセラーの配置拡充による相談件数の増加は、児童生徒にとって大きな支えとなっているだけでなく、子どもが抱える問題行動等の背景が複雑化する中、子ども理解に関して、より専門的な知識・技能を有するスクールカウンセラーが学校に配置されていることで、教師(学校)にとって、心の支えになっている。

また、児童生徒や保護者の相談件数の増加は、本事業が広く認知され、スクールカウンセラー等に対して気軽に相談できる仕組みが整ってきていることが窺える。各小中学校において、児童生徒・保護者・教員からの面談・相談希望が多く、特に生徒指導面(不登校、いじめ、発達に課題を抱える児童生徒への対応等)の効果が大きく、問題の未然防止、早期発見につながっている。



登校復帰割合(小中)は、沖縄県 H25 (28.3%) → H26 (34.8%)、(全国30.4%) → (全国31.5%)

平成26年度の小中の不登校児童生徒の内、支援の結果登校できるようになった児童生徒割合は、前年度と比較して増加している。校内の支援体制としてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、その他支援員が、それぞれの役割で生徒、保護者に適切に関わるとともに支援を行った成果であると考えられる。

生徒、保護者、担任をスクールカウンセラーにつなぐことで、生徒の困り感や保護者の悩み等の解消を図ることで、年々小中の不登校児童生徒の登校復帰の割合を高めることにつながっている。

その他、各教育事務所から以下のような成果が上げられている

- ・専門的な立場からの指導助言により、児童生徒への寄り添った関わりができつつある。
- ・校内研修等での活用が促進され、教員の資質向上につながっている。
- ・特別支援教育、発達障害等についての理解や効果的な関わりについての基点となっている。
- ・スクールカウンセラーによる、気になる生徒の様子観察のための授業参観と、関係職員との指導に対するアドバイス等の意見交換の場を設定し、今後の指導の見立てなど確認することができた。
- ・発達に関して保護者の意識も少しずつ高まる中、課題を抱えている生徒への対応について相談が増えている。スクールカウンセラーに本人・保護者との関わり方について具体的に示してもらうことで、家庭・学校で共に支援に当たることができるようになってきた。

(2) 今後の課題

- ① スクールカウンセラーの人材確保と増員（資格のある人材）
- ② 資質向上のための研修会の充実
- ③ 配置の拡充と配置時数増

大きな括りとして上記の3つの課題が挙げられる。沖縄県が島嶼県であるために、離島へのスクールカウンセラーの配置は特に大きな課題である。

上記の①～③について各教育事務所から具体的に次のような課題が挙げられている。

- 小学校では週1回の限られた勤務時間で児童や教諭、保護者が相談したいときにうまくタイミングが合わないことや、児童理解のためにカウンセラーと学校側との相互の情報交換の時間が確保しにくいことがあった。また、カウンセリングの予定が立てづらい。
- 午前中勤務形態の学校ではスクールカウンセラーと担任との情報交換やフィードバック等の時間の確保が特に難しい。
- 派遣回数及び派遣時間が少ないため、継続的なカウンセリングができない。
- 離島に派遣する場合、旅費を多く費やすため派遣回数が限られている。
- 公共交通機関が限られている離島へき地の学校が多い地区であるため、訪問する学校の職員がスクールカウンセラーを空港へ送迎する等、学校職員やスクールカウンセラーへの負担が大きい。
- 多くの離島を抱える地区においては、十分な相談活動を行うためには、スクールカウンセラーの時間数が足りない現状である。児童生徒、保護者からのニーズも高まっていることから、1日の勤務時間数の増と離島校での相談活動の場合は1泊して十分にフィードバックできるよう配慮してほしい。
- 子どもが抱える問題行動の背景が複雑化する中、学校におけるスクールカウンセラーの果たす役割は大きい。特に、生徒指導、発達障害の二次障害で生徒指導に苦慮している学校には、勤務時間、日数を考慮して配置する必要がある。配置回数および時間の増加を期待する。
- 地区内に在住するスクールカウンセラーの全員が準スクールカウンセラー資格であるため、専門的な資質の維持の向上が大きな課題ある。それらの課題を補うため、本島からの臨床心理士資格を有したスクールカウンセラーを地区内に配置するようにしているものの、物理的な面においても予算的な面においても難しい状況が続いている。

限られた予算と人員の中で、より効果的な配置方法を工夫する必要がある。